

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長田並胤明君。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長田並胤明君。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[田並胤明君登壇]

○田並胤明君 ただいま議題となりました防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、一般職の国家公務員の給与改定の例に準じてその俸給月額の改定等を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、防衛参事官等俸給表及び自衛官俸給表の学生の学生手当の月額を一般職の国家公務員の俸給月額並びに防衛大学校及び防衛医科大学校

例に準じて改定すること、
第二に、當外手当の月額の改定を行うこと、
第三に、防衛大学校等の学生の期末手当の支給割合の改定を行うこと等であります。

本案は、去る十月三十日本委員会に付託され、十一月五日石破防衛庁長官から提案理由の説明を

聽取し、本日質疑に入り、質疑終了後、討論を行ない、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

構造改革特別区域法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、構造改革特別区域法案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣鴻池祥肇君。

[國務大臣鴻池祥肇君登壇]

○國務大臣(鴻池祥肇君) このたび、政府から提出いたしました構造改革特別区域法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国が今直面する最重点の課題は、厳しさを増す環境の中にある日本経済の再生です。我が国経済の活力を取り戻すためには、構造改革を加速させる必要があります。

この現状にかんがみ、日本経済を活性化させる大きな柱として、七月二十六日に閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする構造改革特別区域において講ずることができる法令の特例の内容

区推進本部を設置し、構造改革特区制度を推進するため、規制の改革は全国一律の形でなければいけないという従来の発想から、地方の特性に応じてさまざまな規制のあり方があるという発想に転換し、実現するためにはどうすればいいかという方向で検討を重ねてまいりました。

十月十一日に開催された第三回同本部において、構造改革特区を推進するための具体的な制度の骨格、構造改革特区において特例措置を講ずることができる規制等について、構造改革特区推進のためのプログラムを決定いたしました。

そこで、このプログラムを実現することにより、構造改革をさらに加速させるための突破口として構造改革特区制度を推進し、我が国経済構造の改革及び地域の活性化を図るために、この法律案を提出する次第であります。

この法律案の概要を申し上げますと、第一に、構造改革特別区域の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的としております。

第二に、構造改革特別区域を通じた経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する構造改革特別区域基本方針を閣議において決定すること

としております。

第三に、地方公共団体による構造改革特別区域計画の申請や、内閣総理大臣による計画の認定等の所要の手続を定めております。

第四に、学校教育法の特例など構造改革特別区域において講ずることができる法令の特例の内容

について定めております。

第五に、構造改革の推進等に必要な施策を集中的かつ一体的に実施するため、内閣総理大臣を本部長とする構造改革特別区域推進本部を内閣に設置することとしております。

第六に、法律の施行後も、規制の特例措置について定期的に調査を行い、必要な見直しを行つこととしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

構造改革特別区域法案(内閣提出)の趣旨説明

に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。木下厚君。

[木下厚君登壇]

○木下厚君 民主党の木下厚でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました構造改革特別区域法案について、小泉総理並びに関係大臣に質問をいたします。(拍手)

本題に入る前に、まず、小泉総理の経済失政の責任を厳しく指摘したいと思います。

総理は、かつて、けがをしながら優勝した大相撲の横綱貴乃花関に対し、土俵上から、「感動した」と声を張り上げましたが、私は、これまでの総理の経済政策に、「絶望した」と声を張り上げたと思います。(拍手)それは、私だけではなく、

多くの国民の共通した思いではないかと思います。

小泉内閣が誕生してから一年八ヶ月になりますが、構造改革は一向に進まず、経済はますます悪化の一途をたどっております。それに金融と財政の破綻危機が追い打ちをかけ、日本は、今、まさに滅ぼ寸前にあるのではないか、そんな思いさえいたします。ところが、小泉総理を初め政府・与党には、こうした危機感が全く感じられません。

政府は、十月三十日、迷走と先送りを繰り返した末、ようやくデフレ対策を決定しましたが、この中身を見ると、現下の厳しい経済情勢に対する危機感の欠如と経済無策ぶりを改めて露呈したと言わざるを得ません。

実際、最近の朝日新聞の世論調査によると、今回デフレ対策では経済の立て直しを期待できないと答えた国民が実に七五%に上り、また、小泉首相は経済対策で指導力を發揮していないと答えた国民が六三%に達しております。これは、深刻なデフレ状況に小泉内閣が十分に対応していないという国民のいら立ちを端的に示しているのではないかでしょうか。

総理、あなたは、国民の本当の苦しみや痛み、あるいは、中小零細企業経営者や、企業倒産で職を失つたり、リストラされた中高年サラリーマンや、家計を預かる主婦の皆さんの悲痛な叫びをどこまで認識しておられるのでしょうか。一億三千五百国民の生活と暮らしが、総理、あなたの双肩にかかるついているのです。空疎なかけ声やパフォーマンスでは国民の生活や暮らしを守れないというこ

とを、あなたはもっと肝に銘するべきではないでしょうか。

今回の中途半端なデフレ対策で本当に景気がよくなりとお考えなのか、よくなるとしたら、いつごろからなのか、その見通しを明らかにしていただきたい。また、与党内や経済界から、大型の先行減税や補正予算の編成あるいは国債発行三十兆円枠突破などの強い要望が出ていますが、総理はどうお考えなのか、改めてお聞きしたいと思います。

では、本題の構造改革特区法案についてお伺いします。

総理は、所信表明で、本法案について、日本経済を活性化させる大きな柱、思い切った規制改革を実行すると強い決意を示されました。また、今回の総合デフレ対策の中にも、早期具体化・充実の方針が盛り込まれました。政府は、本法案の目的として、この法律は、構造改革特別区域の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進することもに地域の活性化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与するとうたっています。

しかし、私は、総理が得意とするこの大上段のうたい文句に極めて強い違和感と疑念を抱かざるを得ません。

というのは、今回の特区制度では、省庁の抵抗を排除するために、内閣に推進本部を設置し、本部長に就任する総理がリーダーシップを発揮できることで認識しておられるのでしょうか。一億三千五百項目余りの規制緩和要望のうち、認められた

たのは、わずか一割程度の九十三件にとどまっています。野球でいえば打率一割、これでは打者失格、すぐにお払い箱です。また、三割自治といいます、これではまさに一割自治であり、地方分権、規制改革を金看板とする小泉総理の看板が泣くのではないでしょうか。

なぜこれほど認定が少なくなったのか、その理由とともに、不認可になつた理由の情報開示を強く求めたいと思いますが、総理並びに鴻池担当大臣の見解を求めます。

また、認められた項目についても、総理が特区を認可する際や特区ができて企業が参入する際、それぞれの項目について厳しい条件が付記されています。そのため、関係行政機関長の同意を得なければならぬと定められています。逆に言えば、各省庁の同意がなければ、総理といえども特区として認定できることになります。省益を温存したいという関係省庁の抵抗によって、許認可のハードルを上げるとともに、省庁の裁量余地をできるだけ残そうとした、そう指摘せざるを得ません。これでは、規制緩和と言ひながら、別な新たな規制をつくる結果になるのではないかと危惧します。

今回の法案を見ると、総理がリーダーシップのもとに、全国規模の規制緩和や撤廃、さらには地方分権を強力に推進させるべきだと思いますが、総理の御見解を伺います。

発揮した形跡はほとんど見られませんし、デフレ対策と同じように、この特区法案も担当者に丸投げしたと指摘されても抗弁のしようがないと思いますが、いかがでしょうか。一体、総理のリーダーシップは、どのような場面で、どのような形でありますか。もう一つ私が指摘するのは、これまで政府が鳴り物入りで進めてきた地方公共団体に対する経済

で発揮されたのか、具体的な説明をしていただきたいと思います。

さらに指摘すれば、規制改革については、昭和五十七年三月に発足した第二臨調以来、再三提言されてきました。最近では、平成十二年三月に規制緩和推進三ヵ年計画を再改定し、十六分野にわたり千二百六十八項目の規制改革を進めているとのことですが、総務省行政評価局の資料によれば、省庁の許認可件数は、減るどころか逆にふえています。例えば、平成七年度は一万七百六十件、八年度は一万九百八十三件、九年度は一万一千三百二十二件、十年度は一万一千百十七件、十一年度は一万一千五百八十一件となっています。つまり、規制緩和をやっても、関係省庁が、自分たちの省益を守るために業界の利益温存のために、新たな許認可項目を次々と設けたからです。ですから、一向に規制改革が進まないのです。

したがって、今回の構造改革特区法案は、こうした規制改革のおくれをカムフラージュするための方便に使われのではないか、あるいは、全国規模の規制緩和や撤廃に向けての動きをおくらせれる隠れみのにされるのではないか、そんな懸念を抱かざるを得ません。むしろ、今やるべきは、関係省庁の省益や業界団体の圧力、これを徹底的に排除し、総理のリーダーシップのもとに、全国規模の規制緩和や撤廃、さらには地方分権を強力に推進させるべきだと思いますが、総理の御見解を伺います。

活性化策がことごとく無残な結果に終わってきました。という前科があるからです。例えば、昭和五十九年以来進めてきた高度技術集積都市、通称テクノポリス、昭和六十二年に成立した総合保養地域整備法、通称リゾート法、さらには平成四年に第三次行革審がまとめた地方分権特例制度、通称パイロット自治体構想など、すべてが失敗に終わっています。

なぜ、見るも無残に失敗したのか。そこに長期的な哲学や理念がなく、その場しのぎの、場当たり的なびほう策に終始したからではないでしょうか。まして、それを推進した政治家も官僚も、だれ一人として失敗の責任をとろうとしていないことです。

それらは、今回の特区制度とはシステムに多少の違いがあり、単純に比較はできないかもしませんが、規制を緩和し、政府主導で行った経済活性化策という点では全く同じであります。にもかかわらず、過去の失敗を何ら反省することもなく、また同じ轍を繰り返すのではないかとの懸念を禁じ得ません。

したがって、過去の失敗をどう反省し、この特区制度を総合デフレ対策の中でどのように位置づけ、また、どのような経済効果を上げようとしているのか、具体的な金額も予測しておられれば、総理並びに鴻池担当大臣にあわせてお答えをいただきたいと思います。

今回の特区制度は、地方分権の推進という大きなテーマもあるわけですが、その観点からすれば、地域を限定した特区を設けるのではなく、規

制している法律を廃止して、地方公共団体の特性や実情に応じて規制を条例にゆだねるという考え方もあるのではないかと思いますが、鴻池担当大臣はどのようにお考えでしょうか、御見解を伺いたい。

特区というのは、限定的、試行的な制度と位置づけているわけですから、本来ならば、もっと大膽な規制緩和を行つてもよかつたのではないかと

思います。例えば、今回の特区制度の大きな目玉とされていた学校、病院経営への株式会社の参入が見送られました。しかし、株式会社が学校や病院を経営することについては、条件をつけることにより実施が可能ではないかと思いますが、なぜ認められなかつたのか、その理由を明らかにしていただきたい。さらに、今後、法改正を行つて株式会社の参入を認める方向に行くのかどうか、今後の対応を含め、総理に答弁を求めます。

また、特区法案が閣議決定された直後の記者会見で、鴻池担当大臣が、教育と医療の二点で私自身もすつきりしないと不満を口にしたとの報道がありますが、その発言の真意と、学校や病院経営への株式会社参入が見送りになつたことに対する御見解と今後の対応をお伺いしたい。

一方、農業分野への株式会社の参入要件は緩和されたものの、要望の強かった企業による農地の間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。○木下厚君(続) それによって、地方や民間の創出され、農業団体や自民党農水族の強い抵抗で見受けられ、賃貸のみ認められています。しかし、特区ができるだけ反映させるような、柔軟で大胆な制度

ない土地に限定されるなど、当初案より大幅に後退しています。

果たして、こんな内容で企業が農業に参入してみるのではないかと思いますが、鴻池担当大臣はどうか、非常に疑問を感じます。さきの郵政公社化法の信書便への参入で、あれほど参入に意欲を示したヤマト運輸が規制の厳しさに参入を断念したように、今回もまた民間がかどうか、大島農水大臣の答弁を求めます。

今回の特区法案の内容を一言で評価すれば、金融機関の貸し渡りと同じで、まさに、中央官僚にかかる規制緩和と地方分権の出し渡りと言えます。これでは総理のリーダーシップはないに等しく、あなたが事あるごとに声高に言っている、改革なしくして成長なしさ、まさにスローガン倒れと言わざるを得ません。即刻、総理はこのスローガンを外すべきだと思いますが、どうお考えでしょうか。

最後に、大島大臣に伺います。

去る十月二十四日の衆議院予算委員会において、あなたは、宮内前秘書官の住宅購入原資について、その一部は父親の遺産相続と母親からの生前贈与だと説明したもの、その贈与税については支払っていないことを認めていましたが、その際、あなたは、宮内前秘書官の言葉として、これから払えるものなら調査して対処したい、こう言っておりましたと答弁しておりますが、その後、贈与税の問題についてどのように調査し、結果として税金を支払ったかどうか、お伺いしたい。

もし支払っていないとすれば、これは明らかに脱税であります。管理監督の立場にある大島大臣の責任は極めて重いと言わざるを得ません。大島大臣は、みずから責任をとり、潔く辞任すべきです。大島大臣の答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 木下厚君、申し合わせの時へ、これが鉄則であります。

○木下厚君(続) それによって、地方や民間の創出が生かされ、経済が活性化し、雇用創出や新規事業創出につながるわけですから、今回の特区制度については、地方公共団体や民間の要望をいたします。

○内閣総理大臣小泉純一郎君登壇 ○内閣総理大臣小泉純一郎君 木下議員にお答えいたします。

今般取りまとめた、改革加速のための総合対応策においては、不良債権処理の加速を含む金融・産業の再生策に加え、経済社会の活性化のための税制改革、資産デフレの克服にも寄与する証券・不動産市場の活性化、民間投資・消費を誘発する都市再生、潜在需要を喚起する規制改革など、構造改革の加速策を講ずることとしており、あわせて、雇用・中小企業のセーフティーネット策にも万全を期すこととしております。

今後、これらの施策を具体化し、デフレを克服しながら民間需要主導の持続的な経済成長を実現してまいりたいと思います。

先行減税や補正予算の編成についてのお尋ねでございます。

まずは、既存の予算を最大限に活用し、そこに盛り込まれた諸施策を早期かつ着実に実施していくことが重要と考えております。したがって、今国会に補正予算を提出することは考えておりません。

税制改革につきましては、現下の経済情勢を踏まえ、一兆円を超える、できる限りの規模を目指して減税を先行させるとともに、財政規律の観点から、多年度税収中立の枠組みのもとで、全体を一括の法律案として次期通常国会に提出すべく検討を進めています。

いずれにせよ、今後とも、金融経済情勢に応じては、大胆かつ柔軟な措置を講じていく考えであります。

なお、三十兆円枠についてでございますが、我が国の財政事情が厳しさを増している中で、財政

規律を維持するため、一定の役割を果たしていると思います。

今回の特区制度についてリーダーシップを發揮しているかという御質問であります。

今回の特区制度の検討に当たっては、私を本部長とし、全閣僚を本部員とする構造改革特区推進本部が中心となって推進してまいりました。各大臣は最大限の指導力を発揮するよう、私から指示したところであり、各大臣が指導力を持って特区構想の実現に向けて取り組んでくれました成果が今回の法案であります。

規制緩和は全国規模で行うべきではないかとの御意見であります。

全国的な規制改革の実施については、さまざまな事情により進展が遅い分野があるのが現状であり、地域の特性に応じた規制の特例を導入する構造改革特区は、全国規模の規制改革の突破口となる有効な手段であると考えております。

なお、本年十月十一日に構造改革特区推進本部で決定した構造改革特区推進のためのプログラムにおいては、労働者派遣関係の緩和、先進医療推進のための規制緩和など、全国で対応する事項も盛り込まれており、構造改革特区を推進することにより、特区のみならず、全国規模の規制改革についても着実な前進が図られているところであります。

過去の失敗の反省をどう生かし、どのような経済効果を見込んでいるかとの御質問であります。

特区制度を構築するに当たっては、国があらかじめモデルを示して全国の均衡ある発展を目指すことをとしております。

という従来型の地域振興制度の発想から転換し、地方公共団体、民間事業者等が、それぞれの地域の特性に合わせて、規制改革を通じた構造改革を進めることができるよう、地方公共団体から幅広く提案を受け付け、これを制度構築の基礎としたところであります。

特区において規制改革を進めることについては、民間参入が限定されていた分野について民間事業者の新規参入が進む効果や、地域特性を生かした産業の集積によって経済を活性化する効果など、潜在需要を喚起する効果が期待されるところであります。

学校や病院経営への株式会社参入についてのお尋ねであります。

株式会社の教育及び医療分野への参入問題については、総合規制改革会議でも議論されているところであります。引き続き、関係者の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

なお、木下議員独自の考え方でございますが、民主党が、党として正式に、学校、教育分野に民間株式会社を参入させよと具体的な提案をしていたところならば、真剣に検討してまいります。

今回の特区制度を柔軟で大胆な制度とし、特区地域ができるだけ多く認める一方、チェック体制を強化すべきとの御意見がありました。

今回の特区制度においては、地方公共団体が地域の特性に応じた計画を作成し、内閣総理大臣がその計画を認定すれば、規制の特例措置が講じられることとしております。

また、特区の認定に当たっては、法案に基づいて検討を行っていくということでございま

て閣議決定される基本方針に適合すると認められる地方公共団体の計画は、内閣総理大臣がこれを認定することとしており、特区の数は限定しておません。

本制度は、地域の自発性に基づいて規制改革を行うものであり、規制当局の裁量により省庁や地方公共団体の既得権確保に使われたり、関係議員の圧力によって認可が左右されるといった御懸念は生じないものと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁されます。(拍手)

(國務大臣鴻池祥肇君登壇)

○國務大臣(鴻池祥肇君) 私に対しましては、地方公共団体から要望のあったものについて認められなかつたものの理由等について申せ、こういうことでございました。

地方公共団体等から出された九百三項目の規制改革要望の中には、現行で対応可能なものや実事誤認のものも含まれており、これらを除けば三百四十五項目と相なります。このうち、特区として実施する九十三項目、全国で実施する百十一項目を合わせた二百四項目、すなわち、地方公共団体等の要望の約六割が、十月十一日の構造改革特区推進本部で決定されたプログラムに基づいて規制改革として実現することと相なりました。

今回は特区において実施されなかつた要望について、その理由を一概に述べることは困難でありますが、これらの規制改革要望については、引き続き、実現するためにはどうすればよいかということをこれから検討を行っていくということでございま

す。

このため、民間事業者、地方公共団体等からさらなる規制改革の要望を募ることとし、昨日より、来年の一月十五日を締め切りとした第二次の提案募集を開始したところであります。

この提案募集では、新たな規制改革要望だけではなく、第一次の提案で実施されなかつた事項についても再度提案を行うことを可能といたしていきます。

第二次の提案募集の結果も踏まえて、引き続き、特区における規制改革の充実に努めてまいります。

過去のテクノポリス法等の評価、反省等の御質問がございましたが、この御質問に関しましては、既に總理よりお答えが出ておりますので、私の方からは省略をさせていただきたいと思います。

次に、地方分権の推進の観点から、規制を定めている法律を廃止し、規制を条例にゆだねるべき今回の構造改革特区制度は、特定地域に限定して、その地域特性に応じた規制改革を実施することにより、地域の活性化及び経済社会の構造改革を図ろうとするものであり、御指摘のように、規制を定めている法律を廃止し、全国一律に規制を撤廃することは想定しておりません。

しかしながら、特区において講じた規制の特例措置の成果については、一定期間の経過後、評価を行い、その結果を踏まえて、当該規制の全国的な方について見直しを図っていく必要がある

と考えております。

教育と医療への株式会社参入見送りについての見解ということでございます。

学校や病院への株式会社参入については、私自身も関係大臣に検討要請を強く行ったものでございますが、所管省庁や関係団体にさまざまな御意見があるということとも認識させていただいてい

るところであります。

難しかった規制改革こそ、構造改革特区において先行的に実施してみる価値のあるものと私は考えておるところでございます。

今後、引き続き、関係者の意見や第二次募集における提案等も踏まえて検討していくかと思つております。

以上のように、今後引き続き検討を要するものであるとの認識から、教育あるいは医療への株式会社参入についての記者会見での私の発言となつた次第であります。

以上であります。(拍手)

〔國務大臣大島理森君登壇〕

○國務大臣(大島理森君) 木下議員の御質問にお答えを申し上げます。

大きく一点ございました。まず第一点は、構造改革特区における民間企業の農業参入についてのお尋ねであります。

これにつきましては、地方公共団体等からの貸し付け方式や協定の締結など、地域との調和や農地の適正かつ効率的な利用を確保する仕組みの中であ、現行の法人要件については適用しないという

大幅な規制緩和を行っており、一般的の株式会社の幅広い参入が可能となると考えております。

仕組みにつきましては、何点か御指摘がありますが、まず貸し付け方式については、幾つかの地方要望の中でも提案されているものでございます。

して、投機目的での農地取得等に対する懸念を払拭することが可能であると同時に、参入する法人とりましても、初期投資が少なくて済むというメリットもあるとともに、公的な団体が貸し主であることから、安心して農業経営を行ふことが可能であると思っております。

また、農地の権利移動につきましては、現行制度でも農業委員会の許可制とされており、新たに規制を課すものではありません。

さらに、本構造改革特区は、耕作放棄地や低利用農地が地区の相当程度存在すると認められる地域としておりますが、地域内の農地は、耕作放棄地に限らず貸付対象となり得るものであります。

いずれにしても、本特区制度の積極的な活用により、企業を初め多様な法人の農業参入が行われ、農地の効率的利用や農外のノウハウの導入等を通じて、地域農業及び地域経済の活性化が図られるものと考えております。

二点目でございますが、十月二十四日の予算委員会における答弁のうち、贈与税の修正申告のところ、期限後申告については、平成十三年三月十五日までに行わなければ制度上納付できないと言

われたとのことでありました。

私は、厳しく叱責をいたしました。このことに關して、前秘書官は、大変申しわけないと反省し、謝罪しておりますが、今、改めて税務署に相談を行つてはいるとの報告でございます。

私の監督責任についてでございますが、私の責務は、今御指摘をいたしたことなど、また、御質問があったことなど、そのことに対し、厳しく本人から聞いたことだし、そしてそのことに対する考え方があると思います。

私自身、政治生活に入つて以来の生き方を振り返りながら、なお、みずからを律して職務に専念することを怠らぬよう努めています。

私は、自由民主党、公明党及び保守党の与党三党を代表いたしまして、ただいま議題となりました構造改革特別区域法案につきまして質問させていただきます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 河合正智君登壇。

私は、自由民主党、公明党及び保守党の与党三党を代表いたしまして、ただいま議題となりました構造改革特別区域法案につきまして質問させていただきます。(拍手)

本法案は、構造改革特別区域の設定を通じ、経済社会の構造改革を推進することともに地域の活性化を図り、もつて国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的として制定するものとなつております。規制のあり方を、これまでの全国一律から、実験的かつ先行的に地域特有の規制のあり方へ転換するこの特区制度につきましては、経済の活性化を加速するとともに、地方主権の確立をも視野に入れたものであり、評価するも

のであります。

とりわけ我が國経済は、今、非常事態ともいべき極めて深刻な状態にござります。行き詰まつた現状を開拓し、新しい時代にふさわしい活力ある経済社会へ転換することは、喫緊の課題でござります。今こそ、強力なデフレ対策、不良債権処理、構造改革等の施策を一体化した総合的な経済対策を断行しなければなりません。

さて、我が国におきます規制緩和は、一九七〇年代の石油ショックに始まる先進諸国の財政の悪化、経済グローバル化、フリードマンに代表される新自由主義による政府の介入を排除して自由な市場原理による小さな政府を目指した米国レーガン政権並びに英國サッチャー政権及びIMF等による国際的潮流を背景としました、いわゆる外圧によるところが大きいと言わざるを得ません。いまだ日本は、最も成功した社会主義経済国と言われる、規制大国の一いつと言われるゆえんでござります。公的部門の縮小と民間部門の市場原理の拡大を中心とした「聖域なき構造改革」を掲げる小泉内閣が国民の高い支持率を得ている理由は、まさにここにあります。

しかし、その先の将来像につきましては国民の安心があるとは必ずしも言い切れないことを各種調査は示しております。単なる市場原理は、弱肉強食であり、貧富の格差と社会不安を拡大し、対立と差別を生むという予感が国民にあるからだと私は考えます。

ところで、私は、最近、綿貫議長の訪問団の一員として、ヨーロッパを訪問する機会を得まし

た。スウェーデンでは、一九九二年、バブル崩壊後直ちに、GDPの四・五%分、日本国に置きかえますと約二十三兆円の公的資金を投入し、不良債権処理を行い、健全化した経済のもと、十年を既になし遂げております。

市場原理主義ともいべきアメリカ型資本主義に対し、単なる経済優先ではなく、人々こそがヨーロッパの必要な資産であると政策綱領にうたった二〇〇〇年三月のEU首脳によります里斯ボン宣言に表明されております、人間の顔をした福祉重視型ヨーロッパ型資本主義による政治統合が進み、ヨーロッパは復興しているとの感を強くしたのでございます。

そこで、私は、我が国におきまして、何のために、だれのために、何を、どのように改革するのかという確固たる国家戦略を示し、国民が安心できる、具体的な行動計画を明らかにすることが必要となるビジョンを確立することと、それを実現するための具体的な行動計画を明らかにすることが必要と考えます。

市場原理主義的な米国のある方と、社会的な目的のために市場原理を活用すべきとする欧州のあり方とを対比した上で、日本の改革のあり方にについて総理の見解をお示しください。

本法案は、特定分野の特定地域に限定したものとはいえ、全国各地に埋もれた地域特有の潜在活力を引き出し、経済社会再生への突破口としての枠組みとなります。

本法案に対する慎重論の一部には、一国一制度という、法律に例外を設けることになり、認めら

れないとする声も聞かれますが、効果や弊害を検証しつつ、実験的に先行的に実施するのが、この特区制度でございます。

反面、この制度の運用次第では規制緩和の突破口となり得るものだけに、既得権益からの抵抗も強く、本制度は成立しても空回りするのではないかと懸念する声も聞かれております。

総理は、これら抵抗に屈すことなく、強いリーダーシップを果敢に發揮して本法案の早期制定を期し、今後の取り組みに当たっても、本法の精神が最大限生かされるよう対処すべきあります。本法制定に際しまして、総理の基本的考え方と決意を伺います。

また、今回、厚生労働省関係において医療分野への株式会社の参入が見送られ、農業分野への株式会社の参入も制約された条件下で認められたことに対しまして、株式会社イコール悪と決めつけられるのは間違っている、誤っているとの批判もなされています。本法制定に際しまして、総理の基本的考え方と決意を伺います。

また、各省庁の同意が必要とされておりますが、これは各省庁に事実上の拒否権が残されたものであるとの批判がなされております。

こうした一連の批判に対しまして、政府は広く国民に説明する責任があります。明確なる御説明を求めます。

さらに、今回、全国の地方自治体から出された提案の中には、東アジアの歴史の十字路ともいいうべき長崎県の離島対馬から、韓国旅行者のビザなし観光の実現、小中学校での韓国語教育の実施、民宿等の施設要件を緩和する旅館業法の適用除外

等を内容とする国際交流特区の構想が提案されてることを初め、繩文杉の七千年の記憶を浮かべる島、鹿児島県の屋久島からは、島内のすべての自動車を水素燃料で走るクリーンな燃料電池車にいたしまして、化石燃料を一切使用しない、クリーンエネルギー社会屋久島モデル形成特区の構想、東京都足立区からは、職業紹介や教育、福祉など、これまで公的セクターが担つてまいりましたさまざまなサービスを民間に開放して産業、雇用の創出を図る生活創造特区の構想など、注目すべき提案が幾つもござります。

こうしたすぐれた提案を最大限実現するため、今回の法案の中には具体的に受け入れられたものでも、次の法改正の際に再度検討の対象に加え、実現を目指すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、来年一月十五日を締め切りとして第二次の提案公募がなされるとのことでございますが、地方や民間の思い切った提案を歓迎し、そのような意欲を最大限実現しようとする姿勢を政府が示す必要がございます。地方や民間から、これで日本が変わるものだといった目的の覚めるような提案が続出するよう、総理、鴻池大臣が先頭に立ってその機運を盛り上げるべきであると考えます。

あわせて、地方や民間の提案の受け入れ方針は、現下の一過性のものとして終えるのではなく、制度として確立するため、本法に基づく基本方針の中に明定すべきものと考えます。総理、鴻池大臣の所信をお聞かせ願います。

官 報 (号 外)

る取り組みに当たりましては、民間企業の活力をどれほど引き出せるかということがキーポイントでござります。

民間企業の活力を引き出すためには、国内においても、本年四月に施行されました沖縄振興特別措置法の金融・情報通信特区において、地域内に進出した金融機関には法人税軽減などの特典が付与され、また、本年六月施行の都市再生特別措置法の都市再生特区においては、民間事業者に、資金調達時の債務保証など、金融支援措置が講じられることになっております。

は講じないこととなつておりますが、ベンチャーエンタープライズの育成など産業再生関連の特区は財政措置がないと企業誘致が難しいとか、規制緩和だけでは効果が薄いといった指摘の声も少なくありません。本制度の実効性を高めるために、私としては、ぜひとも、税財政上の支援措置の導入を検討すべきものと考えます。御答弁を求めます。

なお、本案では、外交、防衛や刑法に関する特区は対象外となっております。規制改革の本来のねらいは、個人や企業の自由な市場競争を制限している経済的規制を緩和、撤廃することにより、競争力を高め、新産業の育成を促進したり、安全の確保や弱者保護を目的とする社会的規制の分野にありますても、実施主体が、それらを口実に既得権益を持つ者だけに制限されることがないよう

に、多様な参入主体を認め、国民に満足のいくサービスが提供できるものにすべきと考えます。したがつて、本案に定められた特区制度の対象と

なる規制は可能な限り幅広いものとすべきと考えますが、御見解をお示しください。

他方、もちろん規制の中にはあって、むしろ規制を強化すべきものがあることも否定できません。例えば、現行の規制を強化したり新たな規制を設けるなどして伝統ある都市や町並みを保存することなどにより、いにしえの文化を学んだり都市や町の活性化を図ろうとするなど、国の一連の規制とは異なる新たな規制を導入して地域の活性化を図ろうとする考え方があつてもおかしくないと思われます。

てる潜在力を十分發揮できる社会の実現だと思ひます。その際には、効率的な市場原理を一層導入しつつも、我が国の経済社会システムのよい面を生かしながら、二十一世紀の我が国にふさわしい活力ある豊かな社会を構築していくことが重要であると考えております。

に各省庁の同意が必要とされているのはなぜか、こういうお尋ねでございました。

私も、先ほど申し上げましたように、医療分野への株式会社参入につきましては、先行的に実施してみる価値があるものと今も考えております。厚生労働省との折衝も私自身行いましたけれども、医療分野への株式会社参人にはさまざまな問題があるとの立場でございます。今後、さらに検討していく項目として位置づけております。関係者の意見や第一次募集における提案等も踏まえて検討していきたいと思っております。

農業分野への株式会社参入について、ある一定

案がなされました場合には、この法案の対象となるのかどうか、どういう扱いになるのか、御見解をお伺いし、私の質問とさせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 河合議員にお答えいたします。

国家戦略ビジョンとそれに向けた取り組みについてでございます。

私は、就任以来、戦後の経済発展を支えてきた仕組みが、現在の時代の変化に対応できず、一世紀の社会に必ずしもふさわしいものとなっていない、こういう認識のもと、このような状況を打破するため、経済、財政、社会、各分野における構造改革が必要だと思っております。

このような構造改革が目指すのは、我が国の人材、自然、歴史など、多様な資源を生かし、知恵と工夫で、個人や企業、地方や国そのものが、持

てる潜在力を十分發揮できる社会の実現だと思います。その際には、効率的な市場原理を一層導入しつつも、我が国の経済社会システムのよい面を生かしながら、二十一世紀の我が国にふさわしい活力ある豊かな社会を構築していくことが重要であると考えております。

法案の早期成立に向けた基本的考え方、また、注意についてでござります。

構造改革特区は、官から民へ、国から地方へと、いう小泉内閣の構造改革をさらに加速させるための一つの突破口となるものと思います。

特区制度を構築するに当たって地方公共団体等から募集した特区構想数は、二百四十九の提案主体から、四百一十六件にも上りました。

私は、このような地方や民間の知恵と意欲をしっかりと受けとめ、地方公共団体の自発性を最大限に發揮できるよう、特区制度を確立する所存です。

の条件下で認められたことについては、投機目的での農地取得等に対する懸念を払拭するためであり、また、参入する法人にとっても初期投資が少なく済む等のメリットがあると理解をいたしていところであります。

総理大臣が計画を認定する際に、個別規制については関係行政機関の長の同意を必要としていますが、規制の特例を受けることの必要性及び要件適合性等については地方自治体の判断が尊重され、要件に適合しておれば、関係行政機関の長は原則として同意するものであります。

自治体の提案で今回実現できなかつたものも、次回の法改正の際に再度検討し、実現を目指すべきであるとのお尋ねがございました。

今回、地方自治体等から提案された九百三の規制改革項目のうち、特区として実現するもの及び全国で実施するものは全部で二百四項目であります。が、これ以外のもののうち、現行制度で対応可

能なもの及び事実誤認のものや財政措置に関するものを除いた百四十一項目については、引き続き検討するものといたしております。この百四十一項目については、昨日募集を開始いたしました第二次募集で新たに提案される事項とともに、実現するためにはどうすればいいかという方向で検討していただくよう、関係大臣に一層のリーダーシップを發揮していただくことについて、本日の閣僚懇談会で要請をいたしたところです。

今後も、引き続き、地方自治体や民間の提案を最大限実現する方向で構造改革特区の推進に努めてまいります。

特区制度については、さらに充実したものとすべく、第二次提案公募については、平成十五年一月十五日を締め切りとして、昨日、募集を開始いたしております。

私も、担当大臣として、地方自治体や民間団体に対して積極的にPRを行い、必要があれば地方存について規制の強化というものが必要ではないかというお尋ねでございました。

今回の制度においては、規制の強化や規制の新設を行うことも可能でございます。ただし、構造改革特別区域において規制を強化する等の特例措置を講じようとする場合には、新たに権利の制限を行ふことになるため、より慎重な検討が必要であります。

また、地方や民間の提案を受けて規制の特例措置を追加していくことを制度化することは、総理の答弁にございましたように、法案に基づく基本方針に盛り込んでいく所存であります。

特区制度に税制上の支援措置の導入を検討すべきではないかという御発言でございました。

<p>構造改革特区は、国から地方へ、官から民へといいう流れの中で、地方の自助と自立の精神を尊重して、地方が自主性を持って、知恵と工夫の競争による活性化を図るものであります。</p> <p>したがって、構造改革特区推進本部で決定した基本方針においても、構造改革特区に対して従来型の財政措置を講じうことといたしております。</p> <p>本法案に定められた特区制度の対象となる規制は可能な限り幅広いものであるべきであるとの御発言でございました。</p> <p>まさにそのとおりと存じます。本法案におきましては、十月十一日に決定いたしました構造改革特区推進のためのプログラムに基づき、経済的規制を初めとして、教育、社会福祉、労働等、幅広い分野を対象としております。</p> <p>最後に、伝統ある都市あるいは町並みなどの保存について規制の強化というものが必要ではないかというお尋ねでございました。</p> <p>今回の制度においては、規制の強化や規制の新設を行うことも可能でございます。ただし、構造改革特別区域において規制を強化する等の特例措置を講じようとする場合には、新たに権利の制限を行ふことになるため、より慎重な検討が必要であります。</p> <p>いずれにいたしましても、伝統ある都市や町並みの保存というものは、重要性を住民一人一人が認識して、行政も一体となって取り組んでいくことが必要であろうかと存じます。(拍手)</p>	
○議長(綿貫民輔君) 高橋嘉信君。	<p>〔高橋嘉信君登壇〕</p> <p>○高橋嘉信君 私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました構造改革特別区域法案について質問いたします。(拍手)</p> <p>かつて、自由党が中心となって、政府委員制度の廃止や副大臣等の設置、党首討論のための国家基本政策委員会の新設を柱とした、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律を制定しましたが、その際、自民党的な要望により、総理大臣が本会議や予算委員会に出席した週は国家基本政策委員会を開催しない、たゞ、「党首討論と重要な議案の本会議への総理出席は、重複にこだわらず弾力的に運用する」との申し合わせがなされました。</p> <p>その後、自民党は、この申し合わせを盾にして、自由党を初め我々野党が党首討論の開催を求めて、総理が本会議に出席したから今週は党首討論を開催しないと、幾度となく拒否したのであります。</p> <p>それでも、総理が本会議に出席したから今週は党首討論を開催しないと、幾度となく拒否したのであります。</p> <p>ところが、今回は、構造改革特別区域法案について野党が慎重審議を求めていたにもかかわらず、与党は、一昨日の党首討論と昨日の総理出席の本会議に統一して、本日の本会議を強引に開催したのであります。</p> <p>もちろん、我々も、いたずらに本法案の審議入りをおくる気はありませんが、与党が党利党略を出しで国家基本政策委員会や総理出席本会議の開催に関する申し合わせ事項を都合がいいよ</p>

<p>うに運用し、本会議等の国会運営を勝手に行うことは、断じて容認できません。与党の猛省を求めます。(拍手)</p> <p>さて、小泉総理が唱える構造改革が言葉だけ全く実体がないばかりか、日本社会を悪い方向に導くものであることを如実に示したのが、今回提出された構造改革特別区域法案であります。</p> <p>ピンばげ答弁、お遊び答弁は今やすっかり小泉総理の専売特許になっていますが、今度はまたまた、とんでもない勘違いをやってくれました。</p> <p>総理は、どうも、日本は中華人民共和国と同じ社会主義国だとお考えのようあります。官僚によう規制社会は確かに社会主義的ではありますが、だからといって、我が国において中国と香港のようないく一国二制度を認めるというのは、ピンばけと言わざるを得ません。</p> <p>そもそも、構造改革特別区といえば、まず連想されるのは経済特別区であります。諸外国の例を見ても、経済特別区ならば、国や地方公共団体がその対象となる区域において税制優遇や規制の大緩和などを行うため、企業誘致の促進や産業の育成が見込まれ、その結果として、特定地域については経済開発に効果があると思われます。しかし、これは、先述のように、あくまでも旧共産圏の国々や開発途上国等が経済発展の手段として用いるが多い手法であり、先進国で実施している国においても、一国二制度となることから、ごく特定の地域に対し時限的に限定して行っていける制度であります。</p> <p>一国二制度ですら、法のもとの平等という観点</p>

から考えると非常に問題が多い制度であります

が、本法案によると、一定の要件を満たせば構造改革特別区域が日本に乱立することになります。

しかも、この構造改革特別区域は、必ずしも地方公共団体を単位としなくてよいことや、住民投票を要件としているため、国民の多くは自分の居住地域がどのような構造改革特別区域になつてゐるかもわからず、社会が大混乱になるおそれがあります。

一つの国の中に無数の構造改革特別区域が生じることは、極めて問題があり、容認できるものではありませんが、総理の見解を伺います。

また、本法案で定義される構造改革特別区域は、経済特別区域のよつたな経済効果が期待できるものではありません。

小泉総理は、先般の所信表明演説で、「日本経済を活性化させる大きな柱として、構造改革特区

長、規制緩和の何を目的としているのでしょうか。

これはまさに、小泉総理の唱える構造改革というスローガンに対し、官僚がつじつま合わせのためにやむなく作成した法案と断せざるを得ませんが、総理の見解を伺います。

また、今回の法律では、国が特定の法律、政省令、通達について規制の特例措置を講じることとしています。そして、地方公共団体が構造改革特別区域の範囲、規制の特例措置及び特例措置を適用する事業の内容等の計画を作成し、これが政府

作成の構造改革特別区域の要件を満たせば、構造改革特別区域となり、規制緩和が認められるとしていますが、さきに述べたように、この構造改革特別区域は、対象区域についても制限がなく、また、対象となる法令等も無数にあるため、国内で数多くの異なるルールの区域が生まれることとなり、法のもとの平等に反することになります。

そもそも、法律、政省令、通達というのは、日本における国民が平等なルールのもとで社会経済活動を行うために国が統一的なルールとして制定しているものであり、原則として全国一律でなくかの「ことき印象を与えていますが、規制緩和のための具体的な個別分野においては、地方公共団体が策定する計画の是非に対する、各省庁に裁量余地を残す前提条件が数多く残されているのであります。これでは、各省庁が事実上の拒否権を持つ

ところとなり、法のもとの平等に反することになります。

そもそも、法律、政省令、通達というのは、日本における国民が平等なルールのもとで社会経済活動を行うために国が統一的なルールとして制定

を実現します。規制は全国一律といふ発想を、地方の特性に応じた規制に転換します。四百を超える提案に示された知恵と意欲をしっかりと見て、教育、農業、福祉などの分野で思い切った規制改革を実行します。」と述べ、今回の法案を提出しましたが、「百歩譲って特別区が必要だとしても、予算と税制に関する事項に一切触れないまま、特定の地域においてのみ一部の法律、政省令、通達の規制緩和を行なうことが日本経済の活性化へ向けた大きな柱になるとは、到底思われない

のであります。

一体、この法案は、日本の構造改革、経済成

行なうことが筋論であると考えますが、総理の見解を伺います。

なお、もとから本法案は議論するにも値しない、日本社会を混乱させるだけの本末転倒の内容となっていますが、本法案の策定過程や法律の中身を見ると、日本の社会が旧態然とした中央省庁主導の政策決定システムのもとに置かれており、規制改革とは名ばかりであることが如実にあらわされています。

今回の法案を策定する前提として、内閣に設置された構造改革推進本部において、各地方公共団体から約四百余りの提案を受けたと言られていますが、対象となる法律、政省令、通達のすべてが省庁間協議によって取扱選択されたために、官僚等の抵抗により除外された項目も数多くあります。

自由党は、既に、民間の経済活動が自由に公正な競争のもとに行われ、かつ、何人にも開放されるべきであるとの理念に基づき、経済活動における自由な競争の促進と経済の活性化を図ることを目的とした、民間の事業活動の規制の廃止等に関する法律案を提出しております。この自由党案こそ、日本の真の構造改革に向けた第一歩となります。政府提出の本法案を早急に撤回し、自由党案を丸のみして出し直すよう求めます。(拍手)

自由党は、旧来の中央主導の管理及び談合型のシステムを打破し、規律ある自由とルールに基づき、多様な選択肢の中から国民がみずから判断でみずから生き方を追求できる、国民が主役の社会を構築するために全力を尽くすことを表明し、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 高橋議員にお答えいたします。
法案の目的についてのお尋ね、また、構造改革特区は一国二制度となり問題ではないかとの御指摘であります。

政府は、この法案で、地方公共団体がみずからが活性化するとうそぶいています。結局のところは、中央主導のコントロールによる部分的な民間活力を最大限に引き出すことが必要ですが、全

方分権にすぎないのであります。この点について、総理及び総務大臣の見解を伺います。

最後に、一言申し上げます。小泉総理の提唱する構造改革特区構想は、今まで述べたように、考え方そのものが論外であり、間違っております。本来ならば、全国どこでも民間の力が自由に發揮できるようなルールを定め、経済の原動力を培うべきであります。規制撤廃の本旨を間違ってはいけません。

国的な規制改革の実施は、さまざまなものにより進展が遅い分野があるのが現状であります。

構造改革特区は、規制は全国一律でなければならぬという考え方から、地域の特性に応じた規制を認めるという考え方で転換を図り、地域の実態に合わせた規制改革を通じ、それぞれの地方が知恵と工夫の競争による活性化を目指すことで、手段であると考えているところであります。

なお、地方自治体が作成した計画が特区として認定された際には公示を行うこととしており、さらに、当然のことながら、各地方公共団体においても住民に対し必要な周知が図られることとなり、住民が居住地域がどのような特区になっているかわからないという、御指摘のような事態は生じないと考えております。

特区法案は中央主導による部分的な地方分権にすぎないという御指摘でござります。地方公共団体の計画については、地方の提案を最大限実現する観点から、内閣総理大臣が一元的に判断することとしております。

また、内閣総理大臣が地方公共団体の計画の認定を行なうに際して、関係行政機関の長の同意を得ることとしておりますが、これは、あらかじめ法令等に定める内容に適合する場合は関係行政機関の長の裁量の余地なく同意がなされるものであります。

以上のように、本法案においては、地方公共団体の提案を最大限生かすような措置を講じておる

ところであり、御指摘の、中央主導による部分的な地方分権との御指摘は当たらないものと考えます。

政府は、構造改革特区法案を撤回し、自由党提

案に賛成すべきだという御意見がございました。

個別の規制に関するさまざまな事情や背景を考慮することなく、一律に三年以内に民間事業活動

に関する規制を廃止することなどを内容とする自由党提案の民間の事業活動の規制の廃止等に関する法律案は、現実性に欠けるものと考えております。

いずれにせよ、政府としては、本法案に基づいて構造改革特区を推進することによって全国規模の規制改革の突破口とするなど、全国規模においても着実に規制改革を進めていく考えであります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣片山虎之助君登壇〕

○國務大臣(片山虎之助君) 高橋議員から、私も質問がございました。

特区法案は中央主導による部分的な地方分権に

すぎないのではないかと。

総理のお答えすべて尽くされておりますけれ

ども、全国的な規制緩和、規制改革ができれば一番いいのですけれども、いろいろな問題がある、困難がある場合に、地域的に、地方団体が手を上げたものについて規制改革の実験をやってみる、それを規制改革全般の突破口にするというのは、私は、大変ばらうしいアイデアではないか、こう

考えております。

そこで、内閣総理大臣が一元的にやるのですけれども、各省庁の大臣の同意を得る、これで各省

の裁量が働くのではないかと。

それは、総理の答弁のように、法令なり政令、省令で、規制改革をこうするということを書いて

いるわけですから、その書いている要件に地方団

体の申請が合っているかどうかのチェックをするだけなんですよ。裁量の余地なんか全く働かない

ような仕組みになっておりまして、私は、全体と

して、この制度は地方の自立と活性化のために必

要なシステムである、方法であると考えております。

以上であります。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(渡部恒三君) 吉井英勝君。

〔吉井英勝君登壇〕

○吉井英勝君 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました構造改革特別区域法案について、小泉総理に質問いたします。(拍手)

初めて、今なぜ構造改革特区なのかということについてお聞きします。

政府が閣議決定した構造改革特区推進のための基本方針では、全国的な規制改革の実施はさまざ

まな事情により進展が遅い分野があるのが現状で

ある、構造改革特区の導入により全国的な構造改

革へと波及して我が国全体の経済の活性化を図る

としています。

特区で規制緩和しようとしている内容は、これ

まで政府が全国一律で規制緩和を行おうとしてきたものとはほとんど同じです。

総理に伺いますが、この法案は、政府の思うよう進まない規制緩和を進めるために、一点突破し、全国に全面展開させる役割を持たせるという事です。

政府の総合フレ対策は、今後、規制緩和を進める分野として、福祉、教育、農業、医療を挙げています。これらの分野の規制緩和策の中心は、各分野への利潤追求第一とする株式会社の全面参

入です。

規制緩和を進める政府の総合規制改革会議の中間取りまとめでは、規制緩和の対象を、生命・身体・健康、公序良俗、消費者保護等に関する規制であるという理由によって対象外とすべきではないことを強調し、強引に国民の安全や健康を守る規制緩和に切り込もうとしています。こんなことを許すことはできません。

医師会の代表が、生命・身体・健康を犠牲にしても経済活性化を図るという考え方については、我々は容認できず断固反対していくと述べているのは当然であります。

総理、あなたは、国民の生命・身体・健康を守るべき規制に対しても規制緩和を推し進めるのですか。

規制緩和については、我が党は、古い、実情に合わない規制を廃止するのは当然、同時に、国民の世論や取り組みで生み出した規制のルールは守るべきであり、さらに、ヨーロッパなどに比べてもおくれている必要な規制は強化を図るべきであ

ると考へてゐます。

さて、この法案の目的は、地域に構造改革特区を設定し、教育や農業、社会福祉などの規制の特例措置を適用させて、地域の活性化、国民生活の向上を図ることとしています。

しかし、政府が言うように、規制緩和を推進することで、経済を活性化させ、国民生活を向上させることができるのでしょうか。それどころか、今、国民生活や地域経済の中では、規制緩和万能主義の弊害があらわれているのではないでしょか。

土地開発や大型プロジェクト建設を促進させた

立地規制や建築基準等の規制緩和、廃止は、不動

産投機をあり、バブルを招きました。また、米

国と大企業の要求で進めてきた大店法の規制緩

和、廃止によつて、地域社会を支えてきた地域商

店街が次々と姿を消しました。さらに、必要な規

制のルールもないままに、外為法などの規制緩和

によって、大企業は無秩序に海外進出し、国内産

業を空洞化させました。労働法制では、職安法や

労基法の規制緩和で、失業者、不安定雇用者を増

大させ、最悪の雇用情勢を招きました。

総理、政府が進めてきた規制緩和万能主義は、

国民の中に失業の増大、福祉切り捨て、貧富の格

差の拡大をもたらしてきたのではないか。

構造改革特区法は、こうした規制緩和万能主義を

さらに進め、国民生活と地域経済に打撃を与える

ことになるのではありませんか。

第一に、構造改革特区の仕組みと問題点につい

て伺います。

構造改革特別区域は、地方自治体が計画を作成し、総理大臣に申請し、認定を受けることになります。特別区域内で事業を行う企業等の実施主体は、地方自治体に計画の提案ができるよう

なっています。

この特別区域の範囲ですが、県、市町村だけでなく、それ以外に、特定の地域、あるいは事業を実施する企業の敷地だけを特別の区域にすることも可能なですか。そうだとすれば、極めて特定企業に偏重した仕組みではありませんか。

政府は、特区の申請は地方の自主性で行うこと

を強調しています。しかし、十月十一日の経済財

政諮問会議では、ある委員が、一回目の地域分布

を見

て空白の多いところは国会議員に直接指示を

するなど各地で満遍なくやれということが発言さ

れ、これに対し、鴻池大臣は、御指摘を十分勉強

すると答えていました。

これまでの提案内容が、これまでから経団連な

どが要求してきた内容と同じものが多いということ

とを考えると、見逃すことはできません。こうし

た発言をする人が特区制度を検討しているとい

うこと自体、驚きであります。総理、特区申請の方の自発性というのは建前で、裏では国会議員に

地方を指示するようにさせるものなんですか。同

じいと思ひます。

次に、構造改革特区と巨大プロジェクト推進と

の関係です。

政府は、特区について、従来型の財政措置は講

じないとしています。ところが、国土交通省の來

年度予算概算要求では、構造改革特区を支える基

盤整備のために必要となる連携事業を強力に推進するということを日程として予算要求を出していま

す。

つまり、特区指定されたところの連携事業

に予算を重点的に配分するというものです。総

理、これでは特区が従来型の巨大プロジェクト推

進と一体で進められるものではありませんか。

実際に、愛知県の三河港国際自動車特区構想に

ついて見ると、自動車企業が集積している三河港

地域で、各企業の共同化により輸出入基盤整備を

行い、流通機能を高めようというものです。この

特区構想が実際の経済活性化に結びつくためには、大量の完成自動車や、部品の大量輸送にとつて欠かせない、流通基盤の大規模整備を行う必要があります。この整備のための自治体の負担も重くなりります。特区が自治体財政をさらに危機に追い込むことになるではありませんか。明確に答えていただきたいと思います。(拍手)

第三に、政府が構造改革特区法などによって強

力に進めようとしている規制緩和の内容につい

て、順次質問いたします。

まず、農業特区についてです。

地方自治体から農業への株式会社参入という要望が出されているのは、高齢化、担い手不足などで耕作放棄地に歯どめがからず、地域農業維持のために特区に活路を見出そうと考えているからであります。

しかし、農村地域をここまで追い込んでしまったのは、牛肉、オレンジ、米などの農産物輸入の自由化と減反政策の押しつけであり、さらに、大農家は、株式会社との価格競争で一層の苦境に追いつまれます。例えば、株式会社カゴメは、和歌

きたからであります。それを正さずして、どうし

て農村地域の活性化が実現できるのでしょうか。

そもそも、農地法第一条は、農地はその耕作者

みずからが所有することが最善であるという、耕

作者主義を基本理念としています。農地の権利を

取得できるのは、みずからその農作業に常時從事

する者に限定されているのです。この耕作者主義こそ、戦後の農地改革の成果を引き継ぎ、耕作者の土地所有と権利保護を目的とし、戦後日本農業の発展の土台となってきた大事な原則であります。

適切な経済的、社会的効果を及ぼすものであることを要件としており、地域の活性化を目的としているものであるため、御指摘のような懸念は生じないものと考えております。

特別区域の範囲について、企業に偏重した仕組みではないかとの御指摘です。

構造改革特別区域の対象となる区域については、地方公共団体がみずから判断に基づき、当該地域の活性化を図るものとして設定することとしております。また、対象となる分野も、産業分野に限らず、教育分野、社会福祉分野など、国民生活の向上に資するものも含め、幅広い分野を対象としているところです。

特区申請の自発性は建前で、裏では国會議員が地方を指示するのではないかという御指摘であります。

構造改革特区制度の構築のため、八月に全国より提案を求めてきましたが、地域の特性に応じたさまざまな分野で、四百一十六もの提案がありました。これらの多くは、地方自治体の知事、市長が熱心に陣頭指揮をとったものであり、地方の熱意を感じるものであります。かかる地方の提案にこだえるためにも、特区制度を積極的に推進してまいります。

特区が従来型のプロジェクトと一緒に進められ、自治体の財政をさらに危機に追い込むことになるのではないかとのお尋ねであります。

構造改革特区においては、地域の自助と自立の精神を生かすため、国として従来型の財政措置は講じないこととしております。一方、地方公共団体が自発的に各省厅の予算を効率的に活用することにより、より地域の活性化の効果を高めようとしていることを否定するものではありません。

なお、御指摘の国土交通省の来年度概算要求につきましては、複数の公共事業間の連携に対しても一層弾力的に対応することを主眼として要求しているものであり、特区と従来型の巨大プロジェクトを一括的に進めるためのものではありません。

また、特区になると新たに財政負担が生じるかどうかについては、地方公共団体が自発的に作成する計画次第であり、まさに、地方公共団体の知恵と工夫が試されるものと考えます。

農業政策のあり方、株式会社の農業参入に伴うさまざまな懸念についてのお尋ねであります。

農業政策については、本年四月に公表した、食と農の再生プランの着実な進展を基本として、まことに農業の構造改革を加速化し、さらに、農山漁村で人々が誇りを持って生きていくことを基本とします。

構造改革特区制度の構築のため、八月に全国より提案を求めてきましたが、地域の特性に応じたさまざまの提案がありましたが、これらは、地方自治体の知事、市長が熱心に陣頭指揮をとったものであり、地方の熱意を感じるものであります。かかる地方の提案にこだえるためにも、特区制度を積極的に推進してまいります。

特区が従来型のプロジェクトと一緒に進められ、自治体の財政をさらに危機に追い込むことになるのではないかとのお尋ねであります。

むしろ、農地の荒廃という問題に積極的に対処しようとするものであります。

また、今回の特例措置により企業等が参入するに当たっては、地域との調和や農地の適正かつ効率的な利用を確保することとしております。これにより、地域の農家に及ぼす影響についても適切に当たっては、地域の効率的利用が促進され、地域農業及び地域経済の活性化が図られるものと考へております。

大規模小売店舗立地法の特例についてのお尋ねであります。

本特例の活用に当たっては、都道府県があらかじめ関係市町村と協議することとも、住民等に説明し、意見を聴取した上で申請を行うこととしており、関係者の意向を反映させることが可能となつております。

本特例は中心市街地を対象としており、大型店の退店などにより疲弊が進んでいる中心市街地にとって、手続の簡素化により大型店の迅速な出店や空き店舗対策が促進され、地域経済の活性化に寄与するものと考へております。

今般の幼稚園入園年齢を緩和する特例措置は、少子化や核家族化などにより幼児が他の幼児とともに活動する機会が減少している地域などにおいて、幼稚園教育を通じて幼児の社会性の一層の涵養を図るために実施することとしたものであります。

今般の幼稚園入園年齢を緩和する特例措置は、少子化や核家族化などにより幼児が他の幼児とともに活動する機会が減少している地域などにおいて、幼稚園教育を通じて幼児の社会性の一層の涵養を図るために実施することとしたものであります。

今般の幼稚園入園年齢を緩和する特例措置は、少子化や核家族化などにより幼児が他の幼児とともに活動する機会が減少している地域などにおいて、幼稚園教育を通じて幼児の社会性の一層の涵養を図るために実施することとしたものであります。

今般の幼稚園入園年齢を緩和する特例措置は、少子化や核家族化などにより幼児が他の幼児とともに活動する機会が減少している地域などにおいて、幼稚園教育を通じて幼児の社会性の一層の涵養を図るために実施することとしたものであります。

こうした特例措置を実施することにより、集団主義という基本的な考え方を変更することなく、

生活の中で児童の心身の発達を促すという幼稚園教育の目的を維持しつつ、むしろ、地域の事情に応じた児童教育の活性化を図ることができるようになるものと考えております。

特別養護老人ホームへの株式会社参入についてでございます。

現在、特別養護老人ホームの経営主体としては、自治体と社会福祉法人のみが認められているところですが、今回、自治体からの提案もあり、有料老人ホーム等について既に株式会社の参入を認めることなども踏まえ、特区においてこれを認めることがあります。

我が国は、自治体と社会福祉法人のみが認められているところですが、今回、自治体からの提案もあり、有料老人ホーム等について既に株式会社の参入を認めることなども踏まえ、特区においてこれを認めることがあります。この特例措置により、特別養護老人ホームが不足している地域での整備の促進の効果が期待されるものと考えております。

また、自治体が十分関与できる公設民営方式とPFI方式に限って参入を認めることとしており、御指摘のような事態は生じないものと考えております。

国民生活を守る民主的なルールをつくる必要性等についてのお尋ねがありました。

我が国は、経済の活性化のためには、各分野における構造改革を進め、労働や資本等の経済資源を有效地に活用していくことが不可欠であると考えております。

同時に、雇用の安定、産業空洞化や中小企業等に対する対応も極めて重要な課題と認識しております。先般取りまとめた、改革加速のための総合対応策においても、雇用や中小企業のセーフティ

の、「靴のどこがきついかは履いている本人が一番よくわかる」という有名な言葉で、フリー・コ・ミューン実験が始まりました。

今回の構造改革特区は規制緩和の実験場という印象が強いのですが、北欧のフリー・コ・ミューンはそうではありません。フリー・コ・ミューンにおける規制の緩和は、国の自治体に対する規制の緩和が中心であり、まさに、分権の推進であったと思ひます。しかも、経済をよくするという発想というよりも、生活をよくするという発想での実験でした。したがって、企業の活動に対しては規制の強化も行われています。

例えば、自然と社会の調和ある発展、環境保全を目指した多角的取り組みを行い、一九九九年にヨーロッパ持続可能な都市に認定されたフィンランドのハメンリンナ市の改革の一歩も、一九八九年のフリー・コ・ミューンプロジェクトへの参加から始まっています。

一方、今回の特区には、大規模小売店舗の新設、変更の際の手続の簡素化が盛り込まれていますが、最近のシャッター通りと言われる地域商店街の状況を考えた場合、逆に、大規模店舗に対する規制を強化するということあってしかるべきと考えます。簡素化はいいが、規制強化はWTO違反というのでは、分権、自治にも反します。鴻池大臣並びに総務大臣、いかがでしょうか。

しかも、ハメンリンナ市は、小さな政府と市民の導入、政策決定への市民参加、市民サービスの向上を実現しました。特区は、このような行政内

部を変える効果があるのでしょうか。

日本でも、かつて、このフリー・コ・ミューン実験をまねて、地方分権への強い期待をベースに構想されたパイロット自治体制度がありました。担当

の総務省は、募集パンフレットに、「思い切って手を挙げてみませんか」と刷り込み、熱心に申請を呼びかけましたが、いろいろな条件が厳しく、結局、三年目には手を挙げる自治体がいなくなつたといいます。特区もパイロット自治体の轍を踏むのではないか。総務大臣の御見解をお伺いします。

小泉内閣が掲げる「聖域なき構造改革」は、国民にさまざまな痛みを求める内容です。政治の側もみずからに痛みを課してこそ、改革実行への期待も持てるのではないでしようか。自民党的破壊、改革を掲げる小泉政権のもとも、政官業の癒着、金まみれの政治、口きき政治は相変わらずで、政治の構造改革は何ら進んでいない象徴的な事件が次々と起きています。国民の信頼を回復するためにも、最低限、あなた自身が言つてきた公共事業受注企業からの企業・団体献金の禁止に直ちに着手すべきではないかと考えます。

最後に、自民党をぶっ壊すと言われた総理の政治改革、政治倫理の確立に関する御決意をお伺いして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇〕

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 北川議員にお答えいたします。

痛みの伴う改革についてでございます。

あらゆる改革には反対、抵抗並びに痛みも伴う

ということを、否定はいたしません。その痛みを和らげるということも政治の責任と考えております。

構造改革特区は、地方の自助と自立の精神を最大限尊重し、地方の自主性をもって知恵と工夫の競争による活性化を図るものであり、法案において、特区の認定に当たっては、法案に基づいても持てるのではないでしようか。自民党的破壊、改革を掲げる小泉政権のもとも、政官業の癒着、金まみれの政治、口きき政治は相変わらずで、政治の構造改革は何ら進んでいない象徴的な事件が次々と起きています。国民の信頼を回復するためにも、最低限、あなた自身が言つてきた公共事業受注企業からの企業・団体献金の禁止に直ちに着手すべきではないかと考えます。

三位一体の改革につなげていきたいと思います。行政財政全体の改革を進めるに当たり、税財源の地方分権が不可欠であるという基本的な考え方には、この三位一体の改革の中で反映させてまいります。

公共事業受注企業からの企業・団体献金についてでございますが、この公共事業受注企業からの献金等について、疑惑を招くことがないよう仕組みを現在考えております。

自民党におきまして、有識者の懇談会における提言などを踏まえ、現在、検討が進められておりますが、各党各会派から幅広い合意が得られる成案の作成に向けて、引き続き努力してまいりたいと思います。

構造改革特区は、地方の自助と自立の精神を最大限尊重し、地方の自主性をもって知恵と工夫の競争による活性化を図るものであり、法案において、特区の認定に当たっては、法案に基づいても持てるのではないでしようか。自民党的破壊、改革を掲げる小泉政権のもとも、政官業の癒着、金まみれの政治、口きき政治は相変わらずで、政治の構造改革は何ら進んでいない象徴的な事件が次々と起きています。国民の信頼を回復するためにも、最低限、あなた自身が言つてきた公共事業受注企業からの企業・団体献金の禁止に直ちに着手すべきではないかと考えます。

○内閣総理大臣(片山虎之助君) 北川議員から、私は

対しまして四点の質問がございました。

〔国務大臣片山虎之助君登壇〕

○国務大臣(片山虎之助君) 北川議員から、私はまず第一点は、課税自主権についてのお尋ねでございます。

我々は、地方自治体の課税自主権はできるだけ認めたい、こう考えておりますけれども、憲法上は、御承知のように租税法定主義、法律で租税は決めるということがある。一方ではまた、租税と

いうのは公平公正が基本でございますから、そういうことと地方自治とをどう調和させるか。

こういうことでございまして、今の考え方は、地方税法の中で一定の枠の中では自由にやっていただく。例えば、主な税目については標準税率と

いうのを決めておりまして、財政上必要がある場合には、それを超えて、超過課税ができるようになります。多くの地方団体がその制度を活用しております。

また、「二年前に地方分権一括推進法、一昨年の四月から施行になりましたけれども、その中で、今まで、法律に決めない税については、法定外普通税というのですが、これについては、私どもの方で許可をすれば認める、こういうことでございましたが、許可でなくして、協議にいたしました。またさらに、法定外普通税だけでなく、法定外目的税についても、地方が必要ならそれをつくることができる。

こういうことといたしまして、地方団体の実情に応じまして、超過課税なり法定外普通税・目的税を活用する、こういうことについて地方税源の充実を図ってまいりたいと考えております。

それから、地方分権改革推進会議の報告についてのお話がございました。

よくできているのですが、国庫補助負担金の整理合理化については少し切り込みが不足なのと、税源移譲については、述べておるのですが、はっきりしてないのですね。その点、私は少し不十分ではないかということを指摘しておりますが、基本的な考え方は、私はあの方に向かっていいのではないかと。

地方の歳入歳出における自立性、自主性を強化する、そのためには、やはり税源移譲は不可欠なんですね。国が六で地方が四で、仕事は地方が六以上やって、国が四以下しかやってない。そこ

で、国から国庫補助負担金が流れでき、地方交付税が流れてくる。これが地方の自主性や自立性を害しているわけでありますから、できるだけ仕事をしております。

いまして、我々としては、地方に対する税源の移譲と国庫補助負担金の整理合理化と地方交付税の見直しを三位一体でぜひ改革いたしたい。総理もそういう方針でございますので、ぜひ来年の夏ぐらいまでにそういう案をつくって実行に着手いたしたい、こういうふうに考えているわけでござい

ます。
それから、特区について、規制緩和だけではなくて、物によっては規制強化も必要ではないかと。
しかし、今の制度は、規制強化は余り想定していないのですね。規制改革の突破口にしようということができた制度でございますが、それじゃ、法律上、規制強化ができないか。それはできません。したがいまして、私は、どういふことがあります。規制改革の突破口にしようといふことで、どういう需要があつて、どういふふうに対応するかについては総合的に検討する、しかし、基本的には慎重に規制強化については考えていくべきではないかと思っております。

それから、パブリック自治体のお話がございました。
これは大分前に出てきたわけですが、パブリック自治体の問題点は、一つは、法律にさわってはだめだということなんですよ。法律はいじらな
い、法律以外のことやれと。結果として、あれは手続の省略、簡素化だったのです。それからも

う一つ、申請は二十万以上の市町村がやれ、二十万以下の場合には共同でやれ、こういうことでございました。

この特区は、地方自治体がその地域の特性を考慮しながら規制改革に関する要請を行なうものであ

り、特定地域の規制改革を通じて経済の活性化を図ることを主眼としているわけです。

例えばありますけれども、港湾について、行政権でちゃんと根拠があつて、すべての地方団体が申請でありますから、今回の方がはるかに強力で有効だ、こういうふうに考えているわけでございまして、ぜひそういう観点での御理解を賜りたい、こう思っております。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣竹中平蔵君登壇〕

○国務大臣(竹中平蔵君) 北川議員から、二問、まず、雇用や年金に係る将来不安の解消についてお尋ねがありました。

雇用や年金などの社会保障制度は、国民にとって大切な生活インフラであります。同時に、国民の生涯設計における重要なセーフティーネットでございます。我が国が今後、経済発展を進めていくためには、将来にわたって持続可能で安心できる社会保障制度を構築することが絶対必要不可欠であります。したがって、雇用や年金を初めとした社会保障制度改革に積極的に取り組んでおりました。

〔国務大臣鴻池祥肇君登壇〕

○国務大臣(鴻池祥肇君) 特区が企業に好かれるための自治体間の競争ではないか、また、うまくいくか、この二点であります。

特区で実施する特例措置は、地方公共団体等の要望を受けて、可能な限り幅広い規制を対象としており、教育分野、社会福祉分野など国民生活の向上に資するものも含め、幅広い分野を対象としておりますので、企業のみに好かれる特区制度ではないということを申し上げたいと思いま

す。
また、うまくいくかどうか。うまくいくために懸命の努力をいたす所存でございます。

また、規制の簡素化だけではなく、規制強化も認めるべきではないかということでございましたが、先ほどの片山大臣の御答弁に追加するものはございません。

以上であります。(拍手)
○副議長(渡部恒三君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(渡部恒三君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時八分散会

出席國務大臣
内閣総理大臣 小泉純一郎君
総務大臣 片山虎之助君
農林水産大臣 大島 理森君
国務大臣 石破 茂君
国務大臣 鴻池 祥肇君
国務大臣 竹中 平蔵君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 安倍 晋三君
内閣府副大臣 根本 匠君
総務副大臣 若松 謙維君

農林水産委員
辞任 加藤 公一君
厚生労働委員
桑原 豊君
午後三時八分散会
竹下 亘君
野中 広務君
玄葉光一郎君
赤松 広隆君
永田 寿康君
佐田玄一郎君
野中 広務君
玄葉光一郎君
赤松 広隆君
永井 英慈君
山口 富男君
土井たか子君
小西 理君
宮本 一三君
松本 善明君
宮腰 光寛君
小沢 和秋君
松本 善明君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 安倍 晋三君
内閣府副大臣 根本 匠君
総務副大臣 若松 謙維君

農林水産委員
辞任 宮本 一三君
農林水産委員
補欠 宮腰 光寛君
農林水産委員
補欠 小沢 和秋君
農林水産委員
補欠 松本 善明君
農林水産委員
議院運営委員
辞任 小池百合子君
農林水産委員
議案付託 松浪健四郎君

農林水産委員
議院運営委員
議案付託
一、昨七日、議長において、次とのおり特別委員の補欠を指名した。
災害対策特別委員
出第六(一)号
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

佐田玄一郎君

赤松 広隆君

桑原 豊君

永田 寿康君

佐田玄一郎君

憲法調査会委員
辞任 下地 幹郎君
中山 正暉君
長勢 基遠君
永井 英慈君
山口 富男君
土井たか子君
小西 理君
宮本 一三君
松本 善明君
宮腰 光寛君
小沢 和秋君
松本 善明君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 安倍 晋三君
内閣府副大臣 根本 匠君
総務副大臣 若松 謙維君

憲法調査会委員
辞任 宮本 一三君
農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)
地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出第六〇号)
独立行政法人国民生活センター法案(内閣提出第一号)
独立行政法人北方領土問題対策協会法案(内閣提出第一二号)
平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号)
独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)
独立行政法人国際協力機構法案(内閣提出第一六号)
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)
独立行政法人国際交流基金法案(内閣提出第一八号)

の辞任を許可し、その補欠を指名した。

特殊法人等改革に関する特別委員

辞任

補欠

阿久津幸彦君

置法案(内閣提出第六八二号)

以上二件 財務金融委員会 付託

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)

農林水産委員会 付託

農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手續の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)

農林水産委員会 付託

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案(内閣提出第一九号)
 放送大学学園法案(内閣提出第二〇号)
 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一号)
 独立行政法人日本スポーツ振興センター法案(内閣提出第二二号)
 独立行政法人日本芸術文化振興会法案(内閣提出第二三号)
 独立行政法人科学技術振興機構法案(内閣提出第二四号)
 独立行政法人日本学術振興会法案(内閣提出第二五号)
 独立行政法人理化研究所法案(内閣提出第二六号)
 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案(内閣提出第二七号)
 独立行政法人労働者健康福祉機構法案(内閣提出第二八号)
 独立行政法人労働政策研究・研修機構法案(内閣提出第二九号)
 関提出第三〇号)
 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案(内閣提出第三一号)
 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二号)
 独立行政法人雇用・能力開発機構法案(内閣提出第三三号)
 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案(内閣提出第三四号)
 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案(内閣提出第三五号)

社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
 独立行政法人農畜産業振興機構法案(内閣提出第三七号)
 独立行政法人農業者年金基金法案(内閣提出第三八号)
 独立行政法人農林漁業信用基金法案(内閣提出第三九号)
 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)
 独立行政法人緑資源機構法案(内閣提出第四一号)
 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)
 独立行政法人日本貿易振興機構法案(内閣提出第四三号)
 情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)
 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案(内閣提出第四五号)
 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案(内閣提出第四六号)
 独立行政法人中小企業基盤整備機構法案(内閣提出第四七号)
 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案(内閣提出第四八号)
 独立行政法人国際観光振興機構法案(内閣提出第四九号)
 独立行政法人水資源機構法案(内閣提出第五〇号)

日本下水道事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)
 日本労働者住宅協会法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)
 東京地下鉄株式会社法案(内閣提出第五三号)
 独立行政法人自動車事故対策機構法案(内閣提出第五四号)
 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)
 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)
 以上四十六件 関する特別委員会 付託
 (議案送付)
 一、昨七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
 中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案
 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案
 第十九条の八第二項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の百五十五」を「百分の八十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の三十」を「百分の二十一」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の九十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

第十九条の八第二項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の百五十五」を「百分の八十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の九十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

第十二条第一項中「三万九千二百円」を「三万八千四百円」(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合については、十万円)に改める。

附則第九項から第十四項までを削る。

別表第一から別表第十までを次のように改め。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	円 —	円 —	円 185,600	円 220,600	円 238,300	円 259,100	円 278,700	円 300,100	円 334,300	円 372,300	円 421,000
	2	135,100	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
	3	139,500	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
	4	144,000	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
	5	149,200	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600
再任用職員以外の職員	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200		
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600		
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800		
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900			
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	21				299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200		
	22				301,000	354,700	375,500	414,500	431,900			
	23				302,900	357,000	378,000	417,900				
	24				304,900	359,200	380,600	421,400				
	25				306,900	361,600	383,200					
	26				308,700	363,800	385,900					
	27				310,600	366,100						
	28				312,600	368,400						
	29				314,500							
	30				316,500							
	31				318,400							
	32				320,300							
再任用職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、180,900円とする。

平成十四年十一月八日

衆議院会議録第八号

二

口 行政職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書	1	円 —	165,800	184,600	202,500	228,800	257,400
	2	121,200	172,600	190,500	208,700	235,800	264,800
	3	124,900	178,600	196,500	215,100	242,700	272,200
	4	128,700	184,600	202,400	222,000	249,900	280,300
	5	132,500	189,900	208,600	228,700	256,700	288,400
	6	136,700	195,000	215,000	235,500	263,600	296,800
	7	141,400	200,200	221,800	241,700	270,300	305,300
	8	146,200	205,700	227,900	247,600	276,500	313,500
	9	152,200	211,100	234,100	253,400	282,300	321,500
	10	158,300	216,300	239,900	259,200	287,800	329,100
	11	165,500	221,800	245,500	264,600	293,300	336,700
	12	172,200	226,900	251,100	269,800	298,700	343,800
	13	178,100	231,700	256,300	274,800	304,000	350,900
	14	183,600	236,600	261,400	279,800	309,000	357,100
	15	188,300	241,400	266,300	284,500	313,700	363,200
再任用職員以外の職員	16	192,900	245,500	270,800	289,300	318,300	369,200
	17	197,400	249,600	275,600	293,300	322,600	374,900
	18	201,500	253,400	280,200	296,900	326,900	380,200
	19	205,200	256,600	284,600	300,100	331,000	385,200
	20	208,200	259,000	288,200	303,000	334,700	389,700
	21	211,200	261,100	290,800	305,900	338,100	394,200
	22	214,200	263,100	293,100	308,500	341,300	398,400
	23	217,100	264,500	295,500	311,200	343,700	401,700
	24	219,800	266,000	297,500	313,700	346,200	
	25	222,100	267,600	299,500	316,100	348,500	
	26	224,300	269,300	301,400	318,200	350,900	
	27	226,400	270,900	303,200	320,300	353,200	
	28	228,600	272,600	305,100	322,300		
	29	230,500	274,200	307,000	324,500		
	30	232,500	275,800	308,900	326,700		
	31	234,400	277,400	310,800	328,800		
	32	236,100	279,100				
	33		280,700				
再任用職員		194,400	206,300	213,700	231,000	256,600	290,000

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 221,700	円 269,800	円 307,200	円 334,300	円 372,300	円 421,000
	2	155,900	232,700	281,500	319,800	346,400	384,600	435,400
	3	162,600	243,900	293,200	331,200	358,500	396,900	449,800
	4	172,100	255,000	304,900	341,700	370,400	409,300	464,300
	5	179,200	265,900	316,500	352,200	382,100	421,700	478,400
	6	186,700	276,200	327,800	362,000	393,700	433,800	492,500
	7	193,900	286,600	337,700	371,500	405,300	445,800	506,500
	8	201,300	296,700	347,400	380,900	417,000	457,100	520,500
	9	208,600	306,900	356,900	390,300	428,600	468,300	534,500
	10	216,300	316,800	366,200	399,700	439,500	479,100	548,500
	11	224,200	324,800	375,200	409,100	449,300	488,700	559,700
	12	231,800	332,200	384,000	417,900	458,800	497,500	566,900
	13	239,100	339,700	392,500	425,800	466,600	505,000	573,800
	14	245,700	346,500	399,400	431,700	473,100	511,900	579,900
	15	252,100	351,300	405,000	437,400	479,700	516,400	584,600
	16	258,400	354,600	408,200	441,200	484,200		
	17	263,900	357,100	411,500	445,000	488,600		
	18	269,100	359,500	414,800	448,900	492,800		
	19	274,100	361,900	418,100	452,500			
	20	279,200	364,200	421,600	456,200			
	21	283,700	366,600	424,800				
	22	287,800	368,900	428,300				
	23	291,500						
	24	294,700						
	25	297,100						
再任用職員		212,100	255,400	305,800	340,300	370,200	405,200	458,500

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,000円とする。

平成十四年十一月八日 衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

二二一

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

平成十四年十一月八日
衆議院会議録第八号
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報生書

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報生書	再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 213,500	円 249,900	円 269,300	円 289,500	円 309,500	円 330,800	円 361,800	円 396,700	円 435,700
		2	150,900	194,900	221,500	258,700	278,300	299,000	319,500	341,000	372,100	408,800	447,100
		3	157,100	202,400	228,800	267,800	287,500	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	458,600
		4	164,300	209,400	236,300	276,800	296,700	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	470,100
		5	171,700	215,200	243,500	285,900	305,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	481,300
		6	179,100	219,900	250,800	295,000	314,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	492,500
		7	187,700	224,700	258,100	304,000	323,900	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	506,500
		8	195,000	229,500	264,100	312,500	332,800	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	520,500
		9	197,900	233,000	269,800	321,000	341,500	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	534,500
		10	200,900	236,100	275,500	329,200	350,000	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	548,500
	再任用職員	11	203,000	238,900	281,100	337,100	357,000	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	559,700
		12	205,000	241,800	286,300	344,500	363,200	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	566,900
		13	206,800	244,800	290,600	349,700	368,800	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	573,800
		14	208,300	247,700	294,500	353,800	374,400	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400	579,900
		15		249,700	298,000	357,700	379,500	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	584,600
		16			301,300	361,200	384,000	430,300	446,600	471,100	496,600		
		17			303,400	363,800	387,400	435,800	450,900	475,100	500,600		
		18				366,300	390,700	440,100	455,200	479,100	504,600		
		19				368,500	393,900	443,600	458,700	483,100			
		20				370,700	396,700	446,900	462,100	486,800			
		21					372,800	399,200	450,300	465,500	490,500		
		22					374,900		453,700	469,100			
		23					376,900		457,100				
		24							460,600				
再任用職員			163,800	206,600	233,500	278,000	297,900	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600	469,500

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,900円とする。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号俸	俸給月額											
再任用職員以外の職員	1	—	—	—	233,000	269,900	289,500	309,500	330,800	361,800	396,700	435,700	
	2	157,500	172,900	180,200	199,400	241,200	279,000	299,000	319,500	341,000	372,100	408,800	447,100
	3	164,100	180,200	189,300	207,800	250,300	288,300	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	458,600
	4	171,200	189,300	199,200	216,100	259,400	297,500	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	470,100
	5	178,300	199,200	206,900	223,600	268,600	306,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	481,300
	6	186,800	206,900	214,400	231,200	277,600	315,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	492,500
	7	196,500	214,400	221,800	238,800	286,800	324,800	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	506,500
	8	204,000	221,800	228,700	246,500	296,000	333,600	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	520,500
	9	211,500	228,700	236,000	254,700	305,200	342,400	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	534,500
	10	218,900	236,000	243,800	262,700	313,700	351,100	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	548,500
	11	225,700	243,800	251,800	270,700	322,100	359,200	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	559,700
	12	233,000	250,800	259,700	278,800	330,400	367,200	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	566,900
	13	240,700	258,700	267,700	286,900	338,700	375,000	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	573,800
	14	247,700	266,600	275,700	294,700	346,700	382,700	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400	579,900
	15	255,600	274,500	283,700	302,500	353,800	390,400	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	584,600
	16	263,500	282,200	291,200	310,600	361,300	397,400	430,300	446,600	471,100	496,600		
	17	270,900	289,400	298,500	318,900	368,900	404,500	435,800	450,900	475,100	500,600		
	18	277,700	296,500	305,900	327,200	376,600	410,200	440,100	455,200	479,100	504,600		
	19	284,100	303,300	313,200	335,100	384,300	415,700	443,600	458,700	483,100			
	20	290,600	310,000	320,200	342,200	391,400	419,400	446,900	462,100	486,800			
	21	297,100	316,700	327,300	349,700	398,400	422,400	450,300	465,500	490,500			
	22	303,100	323,200	334,200	357,400	404,200	425,400	453,700	469,100				
	23	309,500	329,500	341,000	365,100	410,000	428,500	457,100					
	24	315,400	335,900	347,800	372,800	413,600	431,700	460,600					
	25	321,100	342,400	354,400	379,900	416,600	434,500						
	26	326,900	348,800	361,100	386,900	419,600	437,600						
	27	332,600	354,900	367,200	392,800	422,600							
	28	337,500	360,300	372,600	398,600	425,800							
	29	341,100	365,100	377,500	402,200	428,600							
	30	344,800	369,500	382,400	405,200	431,500							
	31	348,600	374,000	385,400	408,100								
	32	352,400	376,600	388,100	411,100								
	33	354,800	379,200	390,800	414,300								
	34		381,700	393,500	417,100								
	35		384,300	396,300	419,900								
	36		386,900	399,000									
	37			401,700									
再任用職員		245,000	255,300	258,500	264,800	279,500	308,000	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600	469,500

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、202,700円とする。

平成十四年十一月八日

衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

二四

平成十四年十一月八日

衆議院会議録第八号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

一五

口 公安職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書	再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 213,500	円 249,900	円 269,300	円 289,500	円 309,500	円 330,800	円 361,800	円 396,700	円 435,700
		2	150,900	194,900	221,500	258,700	278,300	299,000	319,500	341,000	372,100	408,800	447,100
		3	157,300	202,400	228,800	267,800	287,500	308,500	329,600	351,200	382,300	420,800	458,600
		4	165,000	209,400	236,300	276,800	296,700	318,400	339,800	361,500	392,500	432,100	470,100
		5	172,900	215,200	243,500	285,900	305,800	328,500	349,900	371,800	402,500	442,600	481,300
		6	180,900	220,900	250,800	295,000	314,900	338,700	359,900	382,000	412,400	452,200	492,500
		7	188,300	226,400	258,100	304,000	323,900	348,700	369,800	391,900	422,200	461,900	506,500
		8	195,000	231,500	265,000	312,500	332,800	358,700	379,700	401,800	431,900	470,700	520,500
		9	199,500	236,400	271,400	321,000	341,500	368,400	389,400	411,500	441,500	479,700	534,500
		10	203,800	241,000	277,900	329,200	350,000	377,900	399,100	421,200	450,800	488,200	548,500
		11	208,000	245,600	284,200	337,100	357,800	387,400	408,700	430,800	459,400	496,800	559,700
		12	211,900	250,600	289,800	344,500	365,500	397,000	418,300	440,300	467,700	505,400	566,900
		13	215,500	255,800	295,300	350,900	372,800	406,400	427,800	449,200	476,100	514,100	573,800
		14	218,900	260,700	300,700	356,000	380,000	415,900	434,600	457,300	484,400	521,400	579,900
		15	222,400	265,400	306,200	360,800	386,400	424,600	441,100	464,700	492,500	525,700	584,600
		16	225,700	269,500	310,700	365,100	391,500	430,300	446,600	471,100	496,600		
		17	228,900	273,100	315,100	368,100	396,100	435,800	450,900	475,100	500,600		
		18	231,600	276,800	319,200	371,100	399,700	440,100	455,200	479,100	504,600		
		19	234,200	278,600	322,500	373,700	403,000	443,600	458,700	483,100			
		20	236,400		324,900	376,500	406,100	446,900	462,100	486,800			
		21	238,400		326,800	379,200	408,800	450,300	465,500	490,500			
		22			328,700	381,400	411,300	453,700	469,100				
		23			330,500	383,500		457,100					
		24			332,400	385,600		460,600					
		25			334,300								
		26				336,100							
再任用職員			171,300	213,900	242,000	280,300	301,000	328,300	345,200	366,300	393,600	425,600	469,500

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、207,900円とする。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員	1	円一	円一	252,400	304,000	332,000	369,700	454,500
	2	162,200	215,300	261,400	317,600	343,400	383,000	467,200
	3	171,500	224,000	271,000	330,600	354,700	396,300	479,700
	4	181,100	232,700	281,200	341,700	366,000	413,600	492,100
	5	190,800	240,600	294,800	352,900	377,300	430,900	504,200
	6	201,100	248,500	308,300	364,200	388,200	447,800	515,800
	7	211,700	256,100	321,100	375,400	402,200	459,800	527,200
	8	218,400	263,400	329,600	386,300	415,900	471,500	537,300
	9	224,600	271,100	338,100	397,100	429,200	482,300	546,500
	10	229,300	278,300	346,500	407,800	438,500	493,000	553,500
	11	233,000	285,400	354,400	418,400	447,400	503,300	560,400
	12	237,000	291,600	362,000	426,900	455,700	511,800	566,800
	13	240,800	297,300	369,300	433,800	463,800	518,800	573,000
	14	244,700	303,000	376,400	440,700	470,400	524,700	578,600
	15	247,900	307,600	383,200	447,400	475,400	530,200	583,100
	16	251,100	312,100	389,600	451,700	479,400	535,100	
	17	254,300	316,400	395,500	454,800	483,300	539,100	
	18	257,400	319,400	398,500	458,200	487,100	542,900	
	19	259,300	322,400	401,400	461,600	490,900	546,800	
	20			404,100	464,900	494,600	550,800	
	21			407,000	468,400	498,200		
	22			409,700	471,900	501,800		
	23			412,600	475,200	505,600		
	24			415,500	478,600			
	25			418,500	482,200			
	26			421,600				
	27			424,600				
再任用職員		221,600	252,600	292,300	344,700	371,100	410,300	482,000

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

平成十四年十一月八日 衆議院会議録第八号

二七

口 海事職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	円 —	円 —	円 204,000	円 230,900	円 263,100	円 295,800
		137,500	172,800	210,800	238,300	271,300	304,000
		141,500	180,700	217,100	245,800	279,800	312,100
		146,500	189,400	223,900	254,500	287,800	320,300
		152,400	196,900	230,900	262,700	294,800	328,600
		158,300	203,500	238,300	270,800	301,600	337,300
		165,100	209,900	245,800	278,800	308,100	345,800
		172,600	215,300	254,500	285,400	314,600	353,900
		179,700	221,500	262,600	291,900	320,600	361,700
		187,900	227,600	270,400	298,300	326,600	369,500
		195,400	234,100	277,800	304,400	332,400	377,300
		201,800	240,600	284,300	310,100	338,000	384,800
		208,100	246,600	290,500	315,200	343,700	392,200
		213,400	252,800	296,700	320,300	348,900	399,100
		218,600	259,000	302,300	324,700	353,700	405,400
	再任用職員以外の職員	223,700	264,800	307,700	328,900	358,400	411,300
		228,800	270,400	312,100	332,500	362,600	417,200
		233,600	275,900	316,500	335,900	366,300	422,800
		238,600	281,200	320,700	339,300	369,400	428,400
		242,900	285,900	324,400	342,200	372,200	433,400
		246,000	289,700	327,000	345,200	375,100	438,100
		248,900	292,400	329,500	347,400	377,900	442,400
		250,900	295,000	332,000	349,600	380,800	446,000
			297,400	334,200	351,700	383,600	
			299,400	336,200	353,900	386,400	
			300,900	338,200	356,000	389,300	
			302,500	340,000	358,200	392,100	
			304,200	341,900	360,500		
			305,900	343,800	362,800		
				345,600			
		31		347,500			
	再任用職員		216,100	231,200	237,200	260,800	291,800
							329,500

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
	号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
		円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	—	—	255,400	288,700	370,200
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400
	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200
	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200
	24	324,500	387,100	464,100	502,900	
	25	328,100	390,000	467,200	506,200	
	26	331,200	392,800	470,200	509,600	
	27	334,200	395,700	473,300		
	28	337,000	398,400	476,400		
	29	339,200	401,200			
	30	341,200	403,900			
	31	343,300	406,700			
	32	345,300	409,500			
	33	347,300	412,400			
	34	349,400	415,300			
	35	351,400				
	36	353,500				
	37	355,600				
	38	357,900				
再任 用職 員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

平成十四年十一月八日 衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

口 教育職俸給表(二)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	1		円 一		円 一		円 314,600		円 409,700
	2		148,100		192,000		328,200		419,800
	3		154,400		199,100		341,500		429,400
	4		161,600		206,300		351,800		438,900
	5		169,500		214,000		362,000		448,400
	6		178,600		222,100		372,500		457,400
	7		188,600		233,300		382,400		466,300
	8		195,400		245,100		392,000		474,800
	9		202,300		257,000		401,600		483,900
	10		209,200		269,600		410,900		492,900
	11		216,500		282,500		419,800		503,000
	12		224,100		295,800		428,600		512,100
	13		232,500		309,500		436,900		520,600
	14		240,300		323,100		444,600		528,000
	15		248,300		335,800		452,100		532,500
	16		256,300		345,800		459,600		
	17		264,200		355,900		467,700		
	18		271,900		366,000		475,900		
	19		279,600		375,500		483,800		
再任用職員以外の職員	20		286,500		384,800		491,700		
	21		293,100		393,800		499,700		
	22		299,300		401,800		506,500		
	23		305,400		409,000		510,600		
	24		311,300		416,300				
	25		317,200		423,100				
	26		323,000		429,400				
	27		328,500		434,900				
	28		333,900		440,200				
	29		339,000		445,000				
	30		342,700		449,500				
	31		345,700		453,800				
	32		348,600		458,000				
	33		351,400		460,900				
	34		353,400						
	35		355,400						
	36		357,200						
	37		359,000						
	38		360,700						
	39		362,900						
	40		365,000						
再任用職員			240,800		286,800		359,000		436,200

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職俸給表(三)

職員の区分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任用職員以外の職員	1		円 —		円 —		円 273,000		円 404,800
	2		148,100		163,700		286,700		413,700
	3		154,400		172,000		300,700		422,200
	4		161,600		181,100		314,600		430,700
	5		169,500		192,000		328,200		439,000
	6		178,600		199,100		341,500		446,800
	7		188,600		206,300		351,800		454,500
	8		195,400		214,000		362,000		461,800
	9		202,200		222,100		372,400		468,800
	10		209,000		233,300		381,200		475,600
	11		215,900		245,100		389,700		482,600
	12		223,000		257,000		397,800		489,800
	13		230,500		269,600		405,900		496,300
	14		237,900		282,500		413,500		501,500
	15		245,000		295,800		421,000		505,500
	16		252,100		309,500		428,300		
	17		258,700		323,100		435,100		
	18		265,200		335,800		441,700		
	19		271,700		345,800		448,300		
	20		277,600		355,700		454,200		
	21		282,900		365,700		459,600		
	22		287,900		374,200		464,300		
	23		292,600		382,400		468,500		
	24		296,800		390,100		472,300		
	25		300,200		397,000		475,400		
	26		303,500		403,400		478,300		
	27		306,900		409,100				
	28		309,300		414,400				
	29		311,100		419,300				
	30		312,900		424,100				
	31		314,600		428,800				
	32		316,400		432,900				
	33		318,200		437,100				
	34				441,000				
	35				444,600				
	36				447,100				
再任用職員			229,100		283,400		351,000		425,800

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

平成十四年十一月八日 衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

三

二 教育職俸給表(四)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 一	円 205,000	円 255,400	円 319,100	円 457,600
	2	170,300	213,500	268,500	334,300	469,000
	3	181,000	222,200	281,400	349,600	480,300
	4	192,400	231,900	295,500	364,700	491,600
	5	203,800	241,400	309,700	379,800	502,900
	6	210,900	254,100	323,800	391,000	514,200
	7	218,400	266,700	339,000	401,700	525,700
	8	226,400	279,500	354,000	412,600	536,200
	9	234,500	292,300	369,100	422,600	545,400
	10	242,800	305,400	380,300	434,400	554,600
	11	251,200	318,300	391,000	446,100	563,600
	12	259,800	331,300	401,600	457,700	572,600
	13	268,000	344,300	411,400	469,100	580,800
	14	275,700	357,000	420,600	480,400	587,300
	15	283,400	366,000	429,000	491,700	592,300
	16	290,700	375,000	437,100	503,000	597,000
	17	297,900	384,000	444,500	514,300	
	18	304,600	392,300	451,700	522,700	
	19	311,000	400,500	457,900	528,000	
	20	316,600	408,300	463,200	533,200	
	21	321,900	416,200	468,300	538,900	
	22	326,800	423,600	473,100	544,600	
	23	331,600	430,800	477,800	550,000	
	24	335,900	437,000	482,600	554,600	
	25	339,900	442,300	486,100	558,800	
	26	343,300	447,400	489,400		
	27	345,800	452,100	492,800		
	28	348,100	456,800			
	29	350,800	461,600			
	30	353,500	465,000			
	31	356,100	468,200			
	32	358,600	471,400			
	33	361,100				
	34	363,500				
	35	366,100				
	36	368,700				
	37	371,300				
再任 用職 員		254,500	305,000	330,500	408,300	487,800

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

平成十四年十一月八日 衆議院会議録第八号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

三一

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	1	円 —	円 —	円 257,900	円 300,000	円 344,400
	2	135,200	184,500	271,300	314,000	356,800
	3	139,600	194,400	284,800	327,900	369,200
	4	144,700	203,700	298,200	341,900	381,600
	5	151,000	213,000	311,800	352,800	393,700
	6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
	7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
	8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
	9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
	10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
	11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
	12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
	13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
	14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
	15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
再任用職員以外の職員	16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
	17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
	18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
	19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
	20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
	21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
	22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
	23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
	24	286,000	360,200	439,700		
	25	290,700	363,000	443,100		
	26	294,500	365,800			
	27	298,200	368,700			
	28	301,100	371,500			
	29	303,500	374,300			
	30	305,600				
	31	307,700				
	32	309,700				
再任用職員		219,400	266,200	300,800	344,100	400,800

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

平成十四年十一月八日 衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
		号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任用職員以外の職員	1		円 —	円 299,100	円 350,800
	2		237,600	315,300	367,700
	3		247,800	331,800	384,500
	4		263,300	348,400	401,400
	5		279,600	365,000	414,200
	6		295,700	381,700	427,300
	7		310,800	398,500	440,000
	8		326,500	411,200	452,100
	9		341,500	422,700	463,700
	10		354,500	433,400	474,700
	11		367,400	443,000	485,500
	12		380,000	452,200	495,900
	13		389,300	461,200	505,800
	14		398,200	470,000	515,600
	15		405,500	478,800	524,000
	16		410,200	487,400	532,500
	17		414,800	493,500	541,000
	18		417,400	498,400	547,700
	19			502,600	554,300
	20			506,000	559,000
	21			509,500	563,700
	22			513,000	568,300
	23			516,400	572,400
	24			519,900	576,600
再任用職員			297,700	350,300	402,300
					470,900

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

平成十四年十一月八日

衆議院会議録第八号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

二四

□ 医療職俸給表(二)

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号俸	俸給月額						
再任 用職 員以 外の 職員	1	円 —	円 —	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200	410,500
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900	422,600
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700	434,700
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400	446,900
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900	458,900
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500	470,900
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300	482,900
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100	495,200
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400	507,700
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500	520,300
	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100	528,000
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100	535,200
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500	541,900
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000	548,600
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600	553,900
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800	558,300
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000	
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000	448,900		
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800	452,500		
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300	456,200		
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800			
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200			
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700			
	24		298,600	358,400	382,200				
	25		300,400	360,700	384,600				
	26		302,100	362,700	387,100				
	27		304,000	364,800	389,800				
	28		305,800	366,900					
	29			369,100					
	30			371,400					
再任 用職 員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600	378,800	443,300

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

平成十四年十一月八日 衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

ハ 医療職俸給表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額						
衆議院会議録第八号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書	1	円 —	円 —	222,700	245,900	277,400	314,200	347,200
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800	358,900
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900	370,600
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200	382,300
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400	394,000
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200	406,100
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800	418,300
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400	429,700
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100	440,900
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000	451,500
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100	461,900
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400	471,100
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900	479,000
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600	486,800
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000	494,600
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800	501,600
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600	506,400
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300	510,600
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300	514,500
	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000	
再任用職員以外の職員	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100	
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700	
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100		
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700		
	25	286,400	340,100	382,900	403,400			
	26	290,500	344,000	386,200	406,700			
	27	294,000	347,400	389,200	409,600			
	28	297,200	350,400	392,000	412,100			
	29	299,700	353,100	394,800				
	30	301,800	355,200	397,500				
	31	303,600	357,200	399,900				
	32	305,500	359,200					
	33	307,500	361,100					
	34	309,400	363,200					
	35	311,300	365,300					
	36	313,200	367,500					
	37	315,000	369,900					
	38	317,100	372,200					
	39	319,100						
	40	321,200						
	41	323,100						
再任用職員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000	385,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)

職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		号俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任 用職 員以 外の 職員	1	147,900	191,200	239,500	260,500	300,100	384,300
	2	152,600	198,600	248,400	269,500	310,200	346,400
	3	158,200	206,000	257,500	278,700	320,400	358,500
	4	163,900	213,600	266,100	288,000	330,900	370,400
	5	170,000	221,600	274,600	297,600	341,400	382,100
	6	176,700	229,900	283,100	307,500	351,900	393,700
	7	183,800	238,400	291,600	317,300	361,800	405,300
	8	191,100	247,200	300,200	327,300	371,400	417,000
	9	197,300	256,300	308,600	337,300	380,900	428,600
	10	202,900	264,700	316,800	347,100	390,300	439,500
	11	208,500	273,100	324,900	356,700	399,700	449,300
	12	213,800	281,400	332,300	366,000	409,100	458,800
	13	219,300	289,500	339,700	375,100	417,900	466,600
	14	224,700	297,400	346,900	383,900	425,800	473,100
	15	230,100	305,100	352,500	392,400	431,700	479,700
	16	235,400	312,300	357,300	399,400	437,400	484,200
	17	240,700	319,300	361,300	405,000	441,200	488,600
	18	245,400	326,100	364,600	409,800	445,000	492,800
	19	249,700	332,100	367,500	414,000	448,900	
	20	254,100	337,700	370,400	417,600	452,500	
	21	258,100	341,400	372,900	421,300	456,200	
	22	262,000	344,700	375,500	424,800		
	23	265,500	347,900	378,000	428,300		
	24	268,800	350,200	380,600	431,900		
	25	271,600	352,400	383,200			
	26	274,300	354,700	385,900			
	27	276,400	357,000				
	28	278,400	359,200				
	29	280,400	361,600				
	30	282,300	363,800				
	31	284,300	366,100				
	32	286,200	368,400				
	33	288,000					
	34	289,900					
	35	291,700					
	36	293,600					
	37	295,500					
	38	297,300					
	39	299,100					
再任 用職 員		203,000	254,500	272,000	311,700	335,000	370,200

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官 報 (号 外)

別表第十 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	俸 給 月 額
1		円 580,000
2		644,000
3		713,000
4		793,000
5		854,000
6		917,000
7		1,003,000
8		1,082,000
9		1,160,000
10		1,242,000
11		1,317,000
12		1,345,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
 四 三箇月未満 百分の三十

第十九条の八第三項中「百分の二・十五」とあるのは「百分の二十一」と、「を削り、「百分の百四十五」を「百分の百七十」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同条第四項中「同項の表」を「同項名号」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務

第十一条と」を加える。
第四条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「百分の二十一」を「百分の百五十五」に、「百分の二十五」とび「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五条)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

第七条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成二十一年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項の表を次のように改める。

第一条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の四第一項中「、三月一日」を削り、同条第二項中「、三月に支給する場合においては百分の二十」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百五十五」に、「百分の百八十五」を「百分の百七十」に、「百分の百十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「三箇月以内（基準日が十一月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号」に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

二	六箇月	百分の百
一	五箇月以上六箇月未満	百分の八十
三	三箇月以上五箇月未満	百分の六十
四	三箇月未満	百分の三十

分の百「十五」を「百分の百三十五」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に改める。

第十九条の八第一項中、「三月一日」を削り、同条第二項中、「三月に支給する場合においては百分の二十五」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百七十」に、「三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）」を「六箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

号俸	俸給月額
1	円 340,000
2	380,000
3	411,000

第六条第一項の表を次のように改める。

第六条第四項中「相当する額」の下に「(給与法の指定職俸給表十一号俸の額未満の額に限る。)又は給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額」を加え、ただし書を削る。

十五)に、「百分の二十五」及び「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

卷之三

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる俸給月額を受けた職員の施行日における俸給月額(第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることは、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、人事院規則で定める。

一 一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(附則第四項及び第五項において「任期付研究員法」という。)第六条第四項の規定による俸給月額

三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(附則第四項及び第五項において「任期付職員法」という。)第七条第三項の規定による俸給月額

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日ににおいて職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調

整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

4 前二項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二百二十号)附則第十一項から第十三項まで、第三条の規定による改正前の任期付研究員法又は第五条の規定による改正前の任期付研究員法及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

(平成十四年十一月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

5 平成十四年十一月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、第一条の規定による改正後の給与法(以下この項において「改正後の給与法」という。)第十九条の四第一項後段又は第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日以後この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で同年四月一日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事由を考慮して人事院規則で定めるものについての基準日までの期間における任用の事由を考慮して人事院規則で定めるものとす。

6 平成十四年四月一日から基準日までの間ににおいて防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者(以下この項において「防衛庁職員等」という。)であった者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものについては、前項各号に掲げる額に、それぞれ防衛庁職員等との権衡を考慮して人事院規則で定める額を加えるものとする。

(平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置)

7 平成十五年六月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する第二条の規定による改正後の給与法第十九条の四第一項及び第十九条の八第一号において「継続在職期間」という。)に

項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第六項まで若しくは第二十一条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の待遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第一項の規定にかかるわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げるとする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

二 継続在職期間について改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による俸給月額、継続在職期間において附則第二項各号に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事院規則で定める俸給月額並びに改正後の給与法の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

について支給される給与のうち俸給、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「俸給等」という。)の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の給与法、改正後の任期付研究員法又は改正後の任期付職員法の規定による俸給月額、継続在職期間において附則第二項各号に掲げる俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事院規則で定める俸給月額並びに改正後の給与法の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

当について、三月期の支給割合を百分の二十に引き下げ、十二月期の支給割合を百分の九十五に引き上げること。

(5) 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手當について、その限度額を日額三万八千四百円に引き下げるとともに、その限度額により難い特別の事情がある場合の限度額を日額十万円とすること。

(6) 期末手當について、三月期の期末手當を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の百五十五(特定幹部職員については、百分の百三十五)に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百七十(特定幹部職員においては、百分の百五十)に引き下げる。また、再任用職員の期末手當を廃止するとともに、三月期の支給割合を百分の八十五(特定幹部職員においては、百分の七十五)に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の九十(特定幹部職員においては、百分の八十)に引き下げる。

(7) 勤勉手當について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の七十(特定幹部職員においては、百分の九十)に引き上げること。また、再任用職員の勤勉手當について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の三十五(特定幹部職員においては、百分の四十五)に引き上げること。

(8) 期末特別手當について、三月期の期末手當を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の百七十に引き上げること。

特別手当を廃止とともに、六月期の支給割合を百分の百七十に引き上げること。

と。また、再任用職員の期末特別手當について、三月期の期末特別手當を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の九十に引き上げること。

(三) 特例一時金の廃止

特例一時金を廃止すること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

(一) 全俸給表の全俸給月額を改定すること。

(二) 第一号任期付研究員の俸給月額について、その限度額を給与法の指定職俸給表十二号俸の額に相当する額とすること。

(三) 期末手當について、三月期の支給割合を百分の二十五に引き下げ、十二月期の支給割合を百分の百八十に引き上げること。

(四) 期末手當について、三月期の期末手當を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の百七十に引き上げること。

(五) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

(一) 特定期付職員に適用する俸給表の全俸給月額を改定すること。

(二) 期末手當について、三月期の支給割合を百分の二十五に引き下げ、十二月期の支給割合を百分の百八十に引き上げること。

(三) 期末手當について、三月期の期末手當を百分の三十五(特定幹部職員においては、百分の四十五)に引き上げること。

(四) 期末手當について、三月期の期末手當を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の百七十に引き上げること。

(五) 期末手當について、三月期の支給割合を百分の七十に引き上げること。

(六) 期末手當について、三月期の期末手當を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の百七十に引き上げること。

(七) 勤勉手當について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の七十(特定幹部職員においては、百分の九十)に引き上げること。また、再任用職員の勤勉手當について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の三十五(特定幹部職員においては、百分の四十五)に引き上げること。

(八) 期末特別手當について、三月期の期末手當を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の百七十に引き上げること。

4 施行期日等

(一) この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。ただし、ついて、三月期の期末特別手當を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の九十に引き上げること。

(二) 第一号の(6)、(7)及び(8)、2の(4)並びに3の(3)は、平成十五年四月一日から施行すること。

(三) この法律の施行に關し必要な経過措置等を定めること。

二 議案の可決理由

平成十四年八月八日付けの給与改定に関する人事院勧告にかんがみ、一般職の職員の俸給月額の改定等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブ及び社会民主党・市民連合の共同提案に係る修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十四年十月十八日

内閣総理大臣 小泉純一郎
〔別紙〕

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五百日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

政府及び人事院は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今回の月例給与のマイナスが公務員の士気に与える影響、民間資金・経済に与える影響等を重く受けとめ、政府は一刻も早くデフレ克服のための総合施策を実施すること。

二 今回の減額調整措置は、公務員給与の改定時期が民間と乖離している人事院勧告制度特有のあり方に起因していることに、政府は十分留意すること。

三 政府及び人事院は、年間ににおける官民給与を均衡させる方法等を決定するに当たっては、職員団体等の意見を十分聴取し、理解を得るよう最大限の努力を払うこと。

四 政府は、人事院勧告制度が労働基本権制約の代償措置であることにかんがみ、公務員制度改革に当たっては、職員団体等の意見を十分聴取し、理解を得るよう最大限の努力を払うこと。

第一 条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和

部を次のように改正する。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とす

る。

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第六条中「同条第十七号の三」を「同条第十七号の二」に改める。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する法律及び二千

五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、特別職の職員について、一般職の職員の給与改定にあわせて、その俸給月額の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特別職の職員の給与に関する法律の一部改

(一) 債給月額の改定

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月

額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は二百二十五万五千円、

國務大臣等は百六十四万六千円、内閣法制局長官等は百五十七万六千円とする等の改定を行うこと。

(二) 期末手当等の改定

(1) 内閣総理大臣等(秘書官を除く)の期末手当について、三月期の支給割合を百分の二十五に引き下げ、十二月期の支給割合を百分の百八十に引き上げること。

(2) 非常勤の委員等には、一般職の非常勤の委員等の例により手当を支給することとする」と。

二 議案の可決理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、民主党・無所属クラブ及び社会民主党・市民連合の共同提案に係る修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

(3) 内閣総理大臣等(秘書官を除く)の期末手当について、三月期の期末手当を廃止するとともに、六月期の支給割合を百分の百七十に引き上げること。

三 秘書官の俸給月額の特例

一般職の職員から引き続き内閣総理大臣

秘書官になった者の俸給月額の特例に係る上限額を百万四千円とすること。

(四) 特例一時金の廃止

秘書官の特例一時金を廃止すること。

(五) 適用範囲に関する規定の整理

司法制度改革審議会の委員、地方分権推進委員会の委員及び株価算定委員会の委員を削除すること。

2 二千五百日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部改正

政府代表の俸給月額を百三十三万五千円と

すること。

三 施行期日等

(一) この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。ただし、

1の(1)の(3)は平成十五年四月一日から、1

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「相当する額」の下に「(一般職給与法別表第十の十一号俸の額未満の額に限る。)又は一般職給与法別表第十の十一号俸の額に相当する額」を加え、同項ただし書きを削る。

第十四条第三項中「政令で定める地域及び官署の区分に応じ、百分の四又は百分の六」を「百分の一(政令で定める区分に応じ、百分の五又は百分の七)」に、「前条第一項」を「前条第二項」に、「百分の四」を「百分の五」に改める。

第十八条第二項中「五千八百二十円」を「五千八百八十円」に改める。

第二十五条第二項中「十万七千六百円」を「十万六千七百円」に改め、同条第三項中「第十九条の四第四項」を「第十九条の四第二項中「百分の二十」とあるのは「百分の二十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の百八十」と、同条第四項に、「学生」を「学生」に改める。

附則第五項から第八項までを削り、附則第九項中「外」を「ほか」に改め、同項を附則第五項とする。

別表第一及び別表第一を次のように改める。

衆議院議長 編 貢 民輔殿
平成十四年十一月七日
総務委員長 遠藤 武彦

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右

衆議院議長 編 貢 民輔殿
平成十四年十一月七日
総務委員長 遠藤 武彦

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右

衆議院議長 編 貢 民輔殿
平成十四年十一月七日
総務委員長 遠藤 武彦

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右

衆議院議長 編 貢 民輔殿
平成十四年十一月七日
総務委員長 遠藤 武彦

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右

別表第一及び別表第一を次のように改める。

平成十四年十一月八日 衆議院会議録第八号 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一 防衛参事官等俸給表（第四条—第六条、第八条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号俸	指定職
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
再任用職員以外の職員	1	円 243,000	円 330,600	円 368,300	円 410,100	円 463,800	1	円 580,000
	2	251,900	341,700	381,600	423,600	479,600	2	644,000
	3	262,500	353,000	394,900	437,300	495,500	3	713,000
	4	272,400	364,600	407,900	450,900	511,500	4	793,000
	5	285,400	376,200	420,900	464,500	527,000	5	854,000
	6	295,300	387,700	433,800	477,900	542,500	6	917,000
	7	307,000	398,600	446,600	491,100	558,000	7	1,003,000
	8	371,200	409,100	459,400	503,600	573,400	8	1,082,000
	9	327,800	419,600	472,100	515,900	588,800	9	1,160,000
	10	338,700	430,000	484,200	527,800	604,200	10	1,242,000
	11	349,500	440,400	494,900	538,400	616,600	11	1,317,000
	12	360,600	450,700	505,400	548,000	624,600		
	13	371,500	460,400	513,900	556,200	632,100		
	14	382,300	469,100	521,200	563,900	638,800		
	15	392,800	475,600	528,400	568,800	644,000		
	16	403,200	481,600	533,200				
	17	413,100	486,000	537,800				
	18	422,900	490,300	542,700				
	19	432,200	494,600					
	20	440,100	498,900					
	21	446,100	503,200					
	22	451,400						
	23	456,000						
	24	460,200						
	25	464,400						
再任用職員		341,400	368,700	407,300	446,400	505,200		—

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

平成十四年十一月八日

衆議院会議録第八号 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第二十七条の三、第二十八条の三関係)

2等陸尉	3等陸尉	准陸尉	陸曹長	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	准海尉	海曹長	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	准空尉	空曹長	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
248,100	238,900	229,800	223,900	223,700	—	190,700	175,000	—	160,400	153,100
257,300	243,000	239,000	233,100	232,900	214,600	203,200	182,800	175,000	167,700	167,700
266,500	247,400	247,200	241,300	241,100	223,700	214,000	190,700	182,800	172,000	172,000
275,800	255,800	255,600	249,700	249,400	232,900	222,600	200,000	187,200	178,000	178,000
285,300	264,300	264,100	258,200	257,900	241,100	230,800	210,000	191,500	180,000	180,000
295,000	272,900	272,600	266,700	266,400	249,400	239,000	218,200	200,000	180,000	170,000
304,700	281,800	281,500	275,600	275,300	257,900	247,100	225,500	200,000	180,000	170,000
314,700	290,600	290,300	284,400	284,100	266,400	255,000	232,700	200,000	180,000	170,000
324,200	299,500	299,100	293,200	292,800	275,300	263,000	237,500	200,000	180,000	170,000
333,700	308,400	308,000	302,000	301,600	284,100	271,100	200,000	180,000	170,000	170,000
343,200	317,400	316,700	310,700	310,300	292,800	279,500	200,000	180,000	170,000	170,000
352,700	326,200	325,400	319,400	319,000	301,400	288,000	200,000	180,000	170,000	170,000
362,100	334,800	334,000	328,000	327,600	309,900	296,400	200,000	180,000	170,000	170,000
371,500	343,500	342,700	336,700	336,300	318,400	304,600	200,000	180,000	170,000	170,000
380,800	352,300	351,400	345,300	344,900	326,700	311,600	200,000	180,000	170,000	170,000
389,600	361,300	360,300	354,200	353,700	335,000	318,400	200,000	180,000	170,000	170,000
398,100	370,100	369,100	363,000	362,400	343,100	325,000	200,000	180,000	170,000	170,000
406,600	378,500	377,300	371,200	370,600	350,900	330,600	200,000	180,000	170,000	170,000
415,000	386,800	385,500	379,400	378,800	358,400	335,200	200,000	180,000	170,000	170,000
423,400	395,000	393,600	387,500	386,900	365,500	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000
431,600	403,100	401,600	395,500	394,900	372,500	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000
439,400	411,100	409,600	403,500	402,900	379,500	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000
446,300	419,000	417,500	411,300	410,600	386,500	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000
452,000	426,700	425,200	419,000	418,200	393,500	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000
456,700	434,200	432,700	426,500	425,600	400,200	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000
461,300	440,300	438,800	432,500	431,600	406,200	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000
465,800	445,700	444,200	437,800	436,500	411,500	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000
470,300	450,700	449,200	442,800	441,100	416,100	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000
474,800	455,300	453,700	447,300	445,600	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000	170,000
479,300	459,900	458,300	451,900	450,200	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000	170,000
483,900	464,500	462,900	456,500	454,800	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000	170,000
488,500	469,000	467,400	461,000	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000	170,000	170,000
493,100	473,500	471,900	465,500	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000	170,000	170,000
478,100	476,500	470,100	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
482,700	481,100	300,000	200,000	180,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000	170,000
306,000	296,600	296,300	289,500	285,500	275,400	253,600	300,000	200,000	180,000	170,000

将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将

ける職員は、備考（一）の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとす

額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮し

平成十四年十一月八日 衆議院会議録第八号 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第八条、

職員区分 号俸	階級 陸海空将將	陸	將	補	1	等	陸	佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉
		海	將	補	1	等	海	佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉
		空	將	補	1	等	空	佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉
再任用職員以外の職員		俸給月額		俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		(一)	(二)	(一)	(二)	(三)					
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	580,000	580,000	488,800	448,600	430,400	380,300	346,600	323,300	278,000		
2	644,000	644,000	505,000	462,000	443,400	392,100	357,300	333,900	288,000		
3	713,000	713,000	521,200	475,400	456,500	404,700	369,300	344,500	299,700		
4	793,000	793,000	537,100	488,800	469,600	417,800	380,300	355,500	309,700		
5	854,000	854,000	552,800	502,600	482,500	430,400	392,100	366,600	319,800		
6	917,000	917,000	568,500	516,600	494,900	443,300	404,700	377,700	330,000		
7	1,003,000	1,003,000	583,900	531,200	506,800	456,400	416,200	389,000	340,100		
8	1,082,000		598,700	545,900	517,300	469,500	427,700	400,300	350,300		
9	1,160,000		613,400	560,600	527,800	482,300	438,900	411,300	360,300		
10	1,242,000		625,000	574,200	538,300	494,100	450,000	422,100	370,400		
11	1,317,000		633,600	587,200	548,800	504,700	460,900	432,900	380,100		
12			642,200	599,700	558,800	514,500	471,800	443,400	389,500		
13			650,800	608,900	567,300	523,900	482,500	453,800	398,700		
14			659,400	614,900	575,200	530,500	493,000	464,200	407,700		
15				621,000	580,400	537,300	502,700	474,400	416,700		
16					627,100	585,500	542,600	511,800	480,800	425,500	
17						590,600	547,900	518,300	486,700	434,100	
18						595,700	552,900	524,900	491,400	442,400	
19						600,800	557,900	530,100	496,100	449,900	
20							562,900	535,200	500,900	456,000	
21								567,800	540,100	505,500	461,200
22								572,700	545,000	510,200	465,700
23								577,600	549,900	514,900	470,200
24									554,800	519,800	474,700
25									559,700	524,700	479,200
26									564,600	529,600	483,700
27										534,500	488,200
28											492,700
29											497,200
30											501,800
31											
32											
33											
34											
35											
再任用職員		一	一	527,900	489,600	468,900	424,600	395,900	371,100	329,400	

備考 (一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸補の(二) 欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一) 欄に定める額の俸給の支給を受ける。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一) 欄又は(二) 欄に定めて、政令で定める。

第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「百分の一二十」を「百分の百五十五」に、「百分の一十五」とび「百分の百八十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(俸給の切替え)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)における職員の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。)第四条第三項に規定する特定任期付職員並びに同条第四項に規定する第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員(次項及び附則第四項において「特定任期付職員等」という。)にあっては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百一十五号)第七条第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項若しくは第二項の俸給表をいう。以下この項において同じ。)又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては法

別表第一の陸将補、海将補及び空将補の(二欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一欄、(二欄又は(三欄をい

う。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

3 前項の規定により施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を決定される職員(特定任期付職員等を除く。)に対する施行日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二

十五年法律第九十五号)第八条第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第二百一十二号。附則第六項において「平成十年改正法」という。)附則第十項から第十二項までの規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(内閣府令で定める職員にあっては、内閣府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

4 施行日の前日において職務の級又は階級の最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期

間に通算されることとなる期間並びに同日において法第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の新俸給月額は、内閣府令で定める。

5 施行日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準する職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

6 附則第一項から前項までの規定の適用について、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

7 平成十三年一月一日から同年十一月三十一日までの間に退職した法第二十七条の二に規定する若年定年退職者についての法第二十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当並びに防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百一十二号。附則第五項に規定する改正前の附則第五項に規定する特例一時金による改正前の法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ」とする。

8 平成十三年一月一日から同年十一月三十一日までの間に退職した法第二十七条の二に規定する若年定年退職者についての法第二十七条の四の規定の適用については、同条第一項中「勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当並びに防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百一十二号。附則第五項に規定する改正前の附則第五項に規定する特例一時金による改正前の法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ」とする。

9 附則第一項から前項までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

(平成十四年十一月に支給する期末手当又は期末特別手当に関する特例措置)

7 法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項又は第二十五条第三項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法

律等の一部を改正する法律平成十四年法律第七号)附則第五項及び第六項の規定の適用については、内閣府令で定める特例措置)

理 由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定することともに、自衛官俸給表の

陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部

を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、防衛庁の職員について、一般職の国家公務員の給与改定の例に準じてその俸給月額の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 防衛参事官等俸給表及び自衛官俸給表の俸

給月額並びに防衛大学校及び防衛医科大学校の学生(以下「学生」という。)の学生手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。

2 営外手当の月額を五千八百八十円(現行五

千八百二十円)に引き上げるとともに、学生の期末手当について、三月期の支給割合を百分の二十五(現行百分の五十五)に引き下げ、

十二月期の支給割合を百分の百八十(現行百分の百五十五)に引き上げること。

3 学生の期末手当について、三月期の期末手当を廃止とともに、六月期の支給割合を百分の百七十(現行百分の百四十五)に引き上げること。

4 その他、所要の改正を行うこと。

5 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。ただし、3の規定は、平成十五年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁の職員の給与が一般職の国家公務員の給与との権衡を考慮して定められる実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年十一月八日

安全保障委員長 田並 崑明

衆議院議長 綿貫 民輔殿

官 報 (号 外)

平成十四年十一月八日 衆議院會議錄第八号

明治二十五年三月三十日
種類便物認可日

発行所
〒100-0005
新宿区虎ノ門二丁目
郵便番号
省印刷局
電話
03(3587)4294
定価
本体
1,100円
税
130円